

(平成22年2月3日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認東京地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 66 件

国民年金関係 12 件

厚生年金関係 54 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 66 件

国民年金関係 11 件

厚生年金関係 55 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和43年4月から45年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から41年12月まで
② 昭和43年4月から45年12月まで

私の国民年金保険料は、私が婚姻するまでは両親が納付してくれていたはずであり、婚姻後は、私が保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、申立人の国民年金手帳の記号番号は当該期間中の昭和44年2月ごろに払い出されており、この払出時点からみて納付済みの当該期間の直前の42年1月から43年3月までの保険料は過年度納付されたものと推測されること、当該払出時点で当該期間の保険料を現年度納付することが可能であったことなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①については、申立人の両親が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の保険料を納付していたとする両親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確である上、申立人は当該期間には両親と同居していないなど、申立人の両親が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。また、申立人の手帳記号番号が払い出された時点では、当該期間は時効により保険料を納付することができない期間であり、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和43年4月から45年12月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 8 月から 39 年 3 月までの期間、39 年 7 月から 40 年 3 月までの期間及び 44 年 1 月から同年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 4 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 8 月から 39 年 3 月まで
② 昭和 39 年 7 月から 40 年 3 月まで
③ 昭和 44 年 1 月から同年 3 月まで

私たち夫婦は、昭和 36 年 4 月ごろから、区の集金人に夫婦二人分の国民年金保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 36 年 4 月から 60 歳到達時まで申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付している上、申立期間は、8 か月、9 か月及び 3 か月と短期間であり、申立期間①及び②の前後の期間は納付済みである。また、申立人の妻が、申立期間の保険料を区の集金人に納付していたとする方法は、申立期間当時居住していた区の納付方法と合致する。さらに申立期間③については、当該期間直前の昭和 43 年 7 月から同年 12 月までの 6 か月間の保険料が第 1 回特例納付により納付されていることが確認でき、当該期間の 3 か月の保険料を未納のままにしておいたと考えることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和13年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和54年1月から同年3月まで

私は、結婚後に国民年金に任意加入し、空白期間が無いように国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和41年3月に国民年金に任意加入し、60歳到達時まで、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間は3か月と短期間である上、申立期間前後の保険料は納付済みである。また、納付書により3か月ごとに納付したとする方法は、申立人が当時居住していた市の納付方法と合致しており、申立期間及びその前後の期間を通じて、夫の職業等の生活状況等に特段の変化は認められないことなど、申立内容に不自然さは見られず、申立期間当時に納付を行うことが困難な状況にあったと確認される事情も見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 4 月から 46 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 4 月から 46 年 3 月まで

私は、昭和 45 年 4 月に会社を退職後、国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 45 年 4 月に会社を退職した後、申立期間及び申請免除期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付していること、申立人は、厚生年金保険の脱退手当金で申立期間の保険料を納付したと説明しており、オンライン記録から、申立期間後の 46 年 5 月に脱退手当金が支給されていることが確認でき、当該時点で申立期間の保険料を過年度納付することが可能であったこと、申立人が保険料を納付したとする申立人の夫は、申立期間の保険料が納付済みとなっていることなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 4 月から 38 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 4 月から 38 年 3 月まで

私は、当時住んでいた市の市役所からの勧奨により国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金制度発足当初から、申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間は12か月と短期間である上、申立期間の前後の期間の保険料は納付済みであるなど、申立内容に不自然さは見られず、申立期間当時に納付を行うことが困難な状況にあったと確認される事情も見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成元年7月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 57 年 3 月から平成元年 3 月まで
② 平成元年 7 月から同年 9 月まで

私の婚姻後の国民年金保険料は、妻が納付してくれていた。婚姻直後や子供が生まれた時期は、生活が苦しく、保険料を滞納していたことがあったが、昭和 61 年ごろに妻の父の資金援助により、婚姻後の未納期間の保険料をすべて納付した。その後は保険料を忘れずに納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、当該期間は3か月と短期間であり、当該期間前後の期間の国民年金保険料は納付済みとなっているなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①については、申立人の妻が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、昭和 61 年ごろに、申立人の妻が当該期間の保険料をさかのぼって一括納付し、その後も妻が保険料を納付していたと説明しているが、妻は、保険料の納付場所、納付方法、さかのぼって納付したとする金額等に関する記憶が不明確である。また、妻は、当該期間に自身の保険料を夫と一緒に納付していた時期があると説明しているが、社会保険庁（当時）の記録では、当該期間を含め、妻が国民年金に加入した記録は無く、さかのぼって納付したとする 61 年時点では、時効により婚姻直後の期間の保険料は納付することができないなど、申立人の妻が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成元年7月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 4 月から 58 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 6 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 4 月から 58 年 3 月まで

私たち夫婦は、年金受給の裁定時に、3 年間の国民年金保険料未納期間があることを知った。夫婦ともに、国民年金に加入後は継続して保険料を納付していたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金に加入後は申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人の国民年金の手帳記号番号は昭和 49 年 7 月に払い出され、当該払出直後の 49 年 9 月 25 日に過年度納付及び特例納付で合計 27 か月分の保険料をさかのぼって納付していることが確認できる。当該過年度納付及び特例納付については、上記払出時点で、申立人はさかのぼって保険料を納付しなければ 60 歳到達時まで保険料を納付したとしても年金受給資格期間を満たすことはできないことから、受給資格期間を満たすために必要となる納付月数を考慮して、さかのぼって納付をしたものと考えられ、申立期間の保険料を納付しなかった場合には受給資格期間を満たさなくなるにもかかわらず、申立期間の保険料を納付せずに、その後の保険料を継続して納付したと考えるのは不自然である。さらに、申立期間及びその前後の期間を通じて、申立人夫婦の職業や住所に変更は無く、申立人夫婦の生活状況に大きな変化は認められず、申立期間当時に経済的な問題は無かったと考えられるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 4 月から 58 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 6 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 4 月から 58 年 3 月まで

私たち夫婦は、年金受給の裁定時に、3 年間の国民年金保険料未納期間があることを知った。夫婦ともに、国民年金に加入後は継続して保険料を納付していたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金に加入後は申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人の国民年金の手帳記号番号は昭和 50 年 12 月に払い出され、当該払出前後の 50 年 10 月 31 日及び同年 12 月 25 日に過年度納付及び特例納付で合計 47 か月分の保険料をさかのぼって納付していることが確認できる。当該過年度納付及び特例納付については、上記払出時点で、申立人はさかのぼって保険料を納付しなければ 60 歳到達時まで保険料を納付したとしても年金受給資格期間を満たすことはできないことから、受給資格期間を満たすために必要となる納付月数を考慮して、さかのぼって納付をしたものと考えられ、申立期間の保険料を納付しなかった場合には受給資格期間を満たさなくなるにもかかわらず、申立期間の保険料を納付せずに、その後の保険料を継続して納付したと考えるのは不自然である。さらに、申立期間及びその前後の期間を通じて、申立人夫婦の職業や住所に変更は無く、申立人夫婦の生活状況に大きな変化は認められず、申立期間当時に経済的な問題は無かったと考えられるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成14年4月から16年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和52年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成14年4月から16年3月まで

私は、国民年金保険料の免除申請を毎年していたはずである。申立期間の保険料が免除とされていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成10年7月から申立期間直前までの約4年間の保険料の免除申請を連続して定期的に行っており、オンライン記録により、免除申請は、10年7月に行った後、各年度とも年度当初の4月又は5月に、また、申立期間直後の16年4月から同年6月までの保険料分も16年5月に申請していることが確認できる。

さらに、オンライン記録には、申立人は平成14年7月に不在者扱いとなった旨の記載があるものの、申立人の戸籍附票においても申立期間のころに住所に変更は無く、申立人の当時の仕事や生活状況に大きな変化は見られないとともに、申立人の児童扶養手当支給に係る所得額から、当時は保険料免除基準に該当している。申立期間は、国に収納事務が一元化された14年4月以降の期間であり、年金記録事務における事務処理の機械化が一層促進されたことを踏まえると、記録の過誤は考え難いところであるが、かかる上述の状況からすると、申立人が申立期間に保険料の免除申請を行っていなかったと考えるのは、極めて不自然であり、記録の過誤等により、免除承認の記録が欠落しているものとみるのが適切と考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年4月から51年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年4月から51年9月まで

私は、昭和52年又は53年ごろ、年金相談の案内はがきを受け取った。国民年金保険料の納め忘れが気になっていたため、相談に出向いて2枚の納付書を作成してもらい、金融機関で保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金保険料をおおむね納付しており、申立期間前後の期間の保険料は納付済みである。

また、申立人が当時居住していた区では、昭和52年には年金相談を毎月行っていたとしており、申立人は、提示された未納期間の保険料額が大金だったことから2回に分けて納付することができるように2枚の納付書を作成してもらったことなど、当時の状況を具体的に説明している上、申立期間の保険料を52年7月までは過年度納付することが可能であり、53年7月以降は第3回特例納付により特例納付することが可能であったなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月

私は、国民年金への加入当初に納付した申立期間の国民年金保険料を還付するとの通知を平成21年になって受け取ったが、還付は受けていない。申立期間が未加入とされ、保険料の納付が認められないのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を昭和48年7月に納付したことを示す領収書を所持している。また、申立人が所持する国民年金手帳には、申立期間後の48年5月に国民年金に任意加入したことが記載されている。

社会保険庁（当時）は、申立人が申立期間当時、国民年金に任意加入した記録が無いことを理由として、平成21年10月に申立期間の保険料の還付を決定しているが、申立人は還付請求書を提出しておらず、当該保険料が還付された事実は認められないことから、長期間国庫歳入金として扱われていたことは明らかであり、制度上、被保険者となり得ないことを理由として保険料の納付を認めないのは信義則に反することなどの事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年7月から同年9月までの期間及び48年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年7月から同年9月まで
② 昭和48年1月から同年3月まで

私の妻は、申立期間の夫婦二人分の国民年金保険料を納付していた。妻が納付済みとなっているのに私の申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間はいずれも3か月と短期間であり、それぞれ前後の期間の保険料は納付済みである。また、申立人の保険料を一緒に納付していたとする申立人の妻は、申立期間の保険料が納付済みとなっているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和31年7月1日から33年12月1日まで
② 昭和34年1月9日から36年3月1日まで
③ 昭和36年4月1日から38年4月1日まで

年金問題が騒がれるようになり、社会保険事務所（当時）で年金記録を確認したところ、申立期間について脱退手当金の支給記録があることを知った。

しかし、退職時に会社から脱退手当金の説明は無く、脱退手当金をもらった記憶は無いので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4年2か月後の昭和42年5月31日に支給決定されたこととなっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、申立人の厚生年金保険被保険者名簿の氏名は変更処理がなされておらず旧姓のままであるとともに、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿の氏名は、昭和43年7月8日まで変更処理がなされておらず、申立期間の脱退手当金は42年5月31日に支給決定されていることを踏まえると、申立期間の脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えられるが、申立人は、38年6月に婚姻し、改姓していることから、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年8月1日から28年3月31日まで
社会保険事務所(当時)で年金の受給を行ったところ、申立期間について脱退手当金の支給記録があることを知った。

しかし、脱退手当金をもらった記憶は無いので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2年2か月後の昭和30年5月31日に支給決定されたこととなっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、申立人の厚生年金保険被保険者名簿、厚生年金保険被保険者台帳及び厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿の氏名は変更処理がなされておらず旧姓のままであり、申立期間の脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えられるが、申立人は、昭和29年4月に婚姻し、改姓していることから、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い。

さらに、脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間より前の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっている。しかしながら、3回の被保険者期間のうち、2回の被保険者期間を失念するとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成13年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を26万円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年5月31日から同年6月1日まで

A社で勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には、同期間も継続して勤務していたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、申立人から提出された給与明細及びA社の事業主の供述から、申立人が平成13年5月31日まで同社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細の保険料控除額から、26万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の厚生年金保険の被保険者資格の喪失日を平成13年5月31日と届け出てしまったことを認めており、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立期間に係る同年5月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合または保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったと認められることから、申立人の標準報酬月額を平成5年10月から6年10月までは53万円、同年11月から7年9月までは59万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年10月1日から7年10月31日まで

A社で取締役として勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、実際に控除されていた標準報酬月額より低い額になっている。申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社における申立期間の標準報酬月額は、当初、平成5年10月から6年10月までは53万円、同年11月から7年9月までは59万円と記録されていたが、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった7年10月31日の後の同年11月1日付けで、さかのぼって9万2,000円に訂正処理されていることが確認できる。

なお、A社の商業登記簿謄本によると、申立人は申立期間及び標準報酬月額訂正処理日において同社の取締役であったことが確認できるが、同社の代表取締役は、自らが同社の厚生年金保険の適用事業所でなくなる手続を社会保険事務所に出向いて行ったと供述しており、また、同社の元経理担当者は、申立人は厚生年金保険の事務手続に関与していなかったと供述していることから、申立人が当該訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において当該訂正処理を行う合理的な理由は無く、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額の記録から、平成5年10月から6年10月までは53万円、同年11月から7年9月までは59万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成4年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年3月31日から同年4月1日まで
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には、間違いなく平成4年3月31日まで勤務していたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、事業所の回答及び事業所の提出した賃金台帳により、申立人は、A社に平成4年3月31日まで勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、事業所が保管している賃金台帳記録から、22万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を平成4年4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年3月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を50万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年11月1日から5年5月31日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際に報酬から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが分かった。同社では取締役であったが、厚生年金保険事務には関与していなかったため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録では、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成5年5月31日より後の同年6月28日付けで、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、50万円から17万円にさかのぼって減額訂正されていることが確認できる。

また、申立人が提出した給与明細書において、オンライン記録に当初記録されていた標準報酬月額である50万円に見合う保険料が控除されていることが確認できる。

一方、A社の商業登記簿謄本から、申立人が申立期間中は同社の取締役であったことが確認できる。しかし、同社の複数の従業員は、「申立人は、申立期間当時、B職であり、厚生年金保険関係事務及び経理に係る職務への関与や影響力はなかった。」と供述していることから、申立人が上記の訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において上記のような遡^{そきゅう}及訂正処理を行う合理的な理由は無く、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た50万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったことが認められることから、申立人の標準報酬月額を22万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年8月1日から7年12月31日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した申立期間の標準報酬月額が、実際の報酬額に見合う標準報酬月額と相違していることが分かった。同社では取締役であったが、厚生年金保険の事務手続には関与していなかったため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録では、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成7年12月31日より後の8年1月11日付けで、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は22万円から9万8,000円にさかのぼって減額訂正されていることが確認できる。

一方、A社の商業登記簿謄本により、申立人は同社の取締役であったことが確認できる。しかし、同社の経理担当役員を含む役員2人及び従業員4人は、「申立人は、当時庶務的な業務を担当しており、社会保険事務には関与していなかった。」と供述していることから、申立人が上記の訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、上記のような遡及訂正処理を行う合理的な理由は無く、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た22万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格取得日に係る記録を昭和26年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年11月1日から同年12月2日まで
厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社B工場に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間に同社本社から同社B工場への異動はあったが、継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社が提出した社会保険台帳の記録から判断して、申立人が同社に継続して勤務し(昭和26年11月1日に同社本社から同社B工場に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和26年12月の社会保険事務所の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、一部の期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の標準報酬月額に係る記録については、昭和59年7月から同年9月までは22万円に、同年10月から60年6月までは30万円に、同年7月から同年9月までは24万円に、同年10月から同年12月までは20万円に、61年1月から62年12月までは22万円に、63年1月から平成元年12月までは24万円に、2年1月から同年9月までは22万円に、3年2月から4年6月までは30万円に、同年7月から6年3月までは32万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和51年8月6日から54年8月6日まで
② 昭和54年8月6日から平成13年5月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間①の加入記録が無く、申立期間②の標準報酬月額が実際に支払われていた報酬額と異なっていた。申立期間①を被保険者期間として認め、申立期間②に係る標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②のうち、昭和59年7月から平成2年9月までの期間及び3年2月から6年3月までの期間については、申立人から提出のあった当該期間の給与支払明細書により、社会保険事務所に記録されている標準報酬月額より高い標準報酬月額に相当する額の厚生年金保険料が給与から控除されていることが確認できることから、申立人は、当該期間においてその主張する標準報酬月

額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の当該期間に係る標準報酬月額については、申立人から提出のあった給与支払明細書において確認できる保険料控除額から、昭和 59 年 7 月から同年 9 月までは 22 万円、同年 10 月から 60 年 6 月までは 30 万円、同年 7 月から同年 9 月までは 24 万円、同年 10 月から同年 12 月までは 20 万円、61 年 1 月から 62 年 12 月までは 22 万円、63 年 1 月から平成元年 12 月までは 24 万円、2 年 1 月から同年 9 月までは 22 万円、3 年 2 月から 4 年 6 月までは 30 万円、同年 7 月から 6 年 3 月までは 32 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る当該期間の保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、給与支払明細書において確認できる申立人の報酬月額又は保険料控除に見合う標準報酬月額と社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が当該期間において一致していないことから、事業主は、給与支払明細書において確認できる保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②のうち、昭和 54 年 8 月から 59 年 6 月までの期間については、申立人は、当該期間の給与支払明細書を保有しておらず、A 社は、当時の従業員や厚生年金保険に関する資料は既に破棄しているため、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できないと回答していることから、当該期間における保険料控除額を確認することができない。

申立期間②のうち、平成 2 年 10 月から 3 年 1 月までの期間及び 10 年 10 月については、申立人から提出のあった当該期間に係る給与支払明細書により、社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料に見合う標準報酬月額よりも高いことが確認できることから、当該期間は、特例法の規定する未納保険料があった期間（同法により記録が訂正され、保険給付の対象に算入される期間）とは認められないため、あっせんは行わない。

申立期間②のうち、平成 6 年 4 月から 13 年 4 月までの期間（10 年 10 月を除く。）については、申立人から提出のあった当該期間に係る給与支払明細書上の保険料控除額を基に算定した標準報酬月額は、社会保険事務所の申立人に係る標準報酬月額の記録と一致しており、事業主は、当該期間に係る申立人の

給与において、社会保険事務所の記録どおりの標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を控除していたものと認められる。

なお、当該期間のうち、平成7年1月から同年12月までの期間については、申立人及び事業主は、当該期間における保険料控除額を確認できる資料を保有していないものの、当該期間前後における保険料控除の実態が上記のとおり認められることから、当該期間においても同様であったと認められる。

申立期間①については、A社の複数の同僚の供述から、入社日は特定できないものの、申立人は、申立期間①に同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社は、当時の従業員や厚生年金保険に関する資料は既に破棄しているため、申立人の申立期間①に係る勤務の実態や厚生年金保険の加入状況については分からないと回答している。

また、当時のA社の社会保険事務担当者は死亡しているため、同社における厚生年金保険加入の取扱いについて聴取することができない。

さらに、A社の厚生年金保険被保険者名簿から、複数の従業員に照会したところ、3人の従業員が申立人のことを記憶していたが、いずれの従業員も申立人の申立期間①に係る厚生年金保険の加入状況等については分からないと供述している。

このほか、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったことが認められることから、申立人の標準報酬月額を平成3年10月から5年9月までは44万円、同年10月から6年6月までは47万円、同年7月から9年9月までは53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年10月1日から9年10月13日まで
厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが判明した。そのため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった平成9年10月13日以降の同年10月14日付けで、申立人の3年10月から5年9月までの標準報酬月額が44万円から8万円に、同年10月から6年6月までの標準報酬月額が47万円から8万円に、同年7月から同年10月までの標準報酬月額が53万円から8万円に、同年11月から9年9月までの標準報酬月額が53万円から9万2,000円にそれぞれさかのぼって引き下げられていることが確認できる。

一方、A社の商業登記簿謄本から、申立人は、同社の取締役であったことが確認できるが、同社の従業員は、「社会保険の事務に関する意思決定や手続は代表取締役が行っており、代表取締役の決断で当該遡及訂正処理が行われていた。」と供述しており、申立人は、社会保険事務に関する権限を有していなかったものと認められる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所が当該減額処理を行う合理的な理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届けたとおり、平成3年10月から5年9月までは44万円、同年10月から6年6月までは47万円、同年7月から9年9月までは53万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和57年8月31日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を18万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していたか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年8月31日から同年9月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間について加入記録が無い旨の回答をもらった。昭和55年5月12日にA社に入社してから継続して同社に勤務していたはずであり、社会保険事務所の記録では、入社日から57年8月31日までC社において厚生年金保険に加入していることになっているが、同社で勤務した記憶は無いので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び同僚の供述から、申立人は、申立期間についてA社に勤務していたことが確認できる。

一方、オンライン記録によると、申立人は、昭和55年5月12日から57年8月31日までC社で厚生年金保険に加入し、同年9月1日からA社において被保険者資格を取得していることが確認できるが、申立人は、C社で勤務したことは無いと供述している。

このことについて、B社は、「C社は、B社の関連会社であり、所属はC社となっているものの、勤務先はA社であった従業員が多数存在していた。」と回答していることから、C社からA社への異動は、関連会社間での異動であり、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和 57 年 9 月の社会保険事務所の記録から、18 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行った否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事業所における資格喪失日に係る記録を昭和41年2月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和15年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和40年12月1日から41年2月1日まで
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社で勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間に異動はあったが、当社には昭和37年3月1日から継続して勤務していたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び複数の同僚の証言等から判断して、申立人は、申立期間もA社に継続して勤務し(同社B事業所から同社C事業所に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、オンライン記録では、A社C事業所は、昭和41年2月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、同日に資格取得した複数の同僚は「申立人は同社C事業所の副支配人として、オープン準備作業のため、他の従業員よりも前に異動していた。」と供述している。

また、前記の複数の同僚のうち3名は、申立人と同様にA社C事業所のオープン準備作業のために異動し、その記録をみると、同社C事業所が適用事業所となった昭和41年2月1日に異動前の事業所で被保険者資格を喪失していることが確認でき、当時、当社では、C事業所が適用事業所となるまでの間、異動前の事業所において被保険者資格を継続させる取扱いをしていたものと推

認される。このことから、申立人の同社B事業所における資格喪失日を同年2月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和40年11月の社会保険事務所の記録から、2万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果、53万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の8万円とされている。しかしながら、事業主が当該訂正前に社会保険事務所（当時）へ届け出た申立期間の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額（53万円）であったと認められることから、当該記録を取り消し、申立人の申立期間における年金額の計算の基礎となる標準報酬月額記録を53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和24年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成5年10月1日から6年10月1日まで

社会保険事務所の記録では、A社（現在は、B社）に勤務した申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、給与から実際に控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが判明した。同社は、社会保険事務所に標準報酬月額変更の手続を行ったので、年金の給付額に反映されるように正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された賃金台帳及び同社が申立期間当時加入していた厚生年金基金の事業を引き継いだ企業年金連合会の加入員記録では、申立期間の標準報酬月額は、申立人が主張する53万円であることが確認できる。

なお、B社は、申立人からの相談により、社会保険事務所に申立期間の標準報酬月額訂正を依頼したが、届出を確認できる資料が無いことから、平成21年8月17日付けで報酬月額算定基礎届（記録の訂正）を提出したものの、厚生年金保険法第75条本文の規定により、当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行わないとされており、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（53万円）ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（8万円）となっている。

しかしながら、B社は、当時の厚生年金保険の資格の得喪に係る届出及び厚生年金基金への届出について、複写式の様式を使用していたと回答している。

これらを総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額（53 万円）に係る届出を事業主が社会保険事務所に行ったことが認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格取得日に係る記録を昭和34年10月29日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和8年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和34年10月29日から同年11月7日まで
社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社で勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間に支店間の異動はあったが、厚生年金保険料は控除されていたので、被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びB社が保有する申立人に係る退職証明書から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和34年10月29日に同社本社から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和34年11月の社会保険事務所の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）本社に係る被保険者記録は、資格取得日が昭和58年7月31日、資格喪失日が平成3年7月23日とされ、当該期間のうち昭和58年7月31日から同年8月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されている。しかしながら、事業主が当該訂正前に、申立人が昭和58年8月1日に同社C支店において厚生年金保険の資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められることから、当該記録を取り消し、申立人に係る同社C支店における厚生年金保険の資格喪失日を同日に訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、38万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年7月31日から同年8月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いことが判明した。同社は、人事記録から勤務していたことが確認できるとし、社会保険事務所に記録訂正を行ったが、年金額に反映されない記録となっているので、給付されるよう訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

退職証明書、雇用保険及び厚生年金基金の加入記録から判断すると、申立人は申立期間もA社に継続して勤務していたことが認められる。

一方、オンライン記録において、当初、申立人は、昭和58年7月31日にA社C支店において資格を喪失し、同年8月1日に同社本社において資格を取得しており、申立期間の被保険者記録が無かった。しかし、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成21年9月11日付けで、申立人の同社本社における資格取得日が、昭和58年7月31日に訂正されたが、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない期間と記録されている。

このことについて、B社は、当時の届出書等の控えが無いことから、人事記録における申立期間の異動日が昭和58年7月31日と記録されていたことを基に、社会保険事務所に訂正の届出を行ったとしている。

しかし、A社が申立期間当時に加入していた厚生年金基金の加入員台帳の記録によると、申立人の同社C支店における資格喪失日及び同社本社の資格取得日は、昭和58年8月1日と記録されており、また、同社は、申立期間当時厚生年金保険及び厚生年金基金への資格の得喪の届出用紙は、複写式であったとしている。

これらを総合的に判断すると、昭和58年8月1日に、A社C支店において申立人が被保険者資格を喪失し、同社本社において被保険者資格を取得した旨の届出を事業主が社会保険事務所に対して行ったことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、厚生年金基金の記録から、38万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とされない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を、平成16年8月11日は20万円、18年7月20日は22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年8月11日
② 平成18年7月20日

平成16年8月11日及び18年7月20日に支給のあった賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、A社が当該賞与について、社会保険事務所(当時)に届出を行っていなかったため、保険料として納付されていない状態であった。同社は、21年10月に誤りに気づき、社会保険事務所に当該賞与支払届に係る記録の訂正の届出を行ったが、既に2年以上経過していたため、当該保険料は時効により納付できず、当該記録訂正は行われたものの、厚生年金の給付に反映されていないので、厚生年金が給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の「賞与支給額、源泉所得税および社会保険料計算書」(以下「賞与計算書」という。)及び「健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届」(以下「賞与支払届」という。)により、申立人は、平成16年8月11日及び18年7月20日に、同社から賞与の支給を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、賞与計算書及び賞与支払届に

おける当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、平成 16 年 8 月 11 日は 20 万円、18 年 7 月 20 日は 22 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が、申立てに係る賞与支払届を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 21 年 10 月 21 日に提出したことが確認できることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を、平成16年8月11日は10万円、18年7月20日は15万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年8月11日
② 平成18年7月20日

平成16年8月11日及び18年7月20日に支給のあった賞与から厚生年金保険が控除されていたが、A社が当該賞与について、社会保険事務所（当時）に届出を行っていなかったため、保険料として納付されていない状態であった。同社は、21年10月に誤りに気づき、社会保険事務所に当該賞与支払届に係る記録の訂正の届出を行ったが、既に2年以上経過していたため、当該保険料は時効により納付できず、当該記録訂正は行われたものの、厚生年金の給付に反映されていないので、厚生年金が給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の「賞与支給額、源泉所得税および社会保険料計算書」（以下「賞与計算書」という。）及び「健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届」（以下「賞与支払届」という。）により、申立人は、平成16年8月11日及び18年7月20日に、同社から賞与の支給を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、賞与計算書及び賞与支払届に

おける当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、平成 16 年 8 月 11 日は 10 万円、18 年 7 月 20 日は 15 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が、申立てに係る賞与支払届を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 21 年 10 月 21 日に提出したことが確認できることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を、平成16年8月11日は30万円、18年7月20日は30万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年8月11日
② 平成18年7月20日

平成16年8月11日及び18年7月20日に支給のあった賞与から厚生年金保険が控除されていたが、A社が当該賞与について、社会保険事務所（当時）に届出を行っていなかったため、保険料として納付されていない状態であった。同社は、21年10月に誤りに気づき、社会保険事務所に当該賞与支払届に係る記録の訂正の届出を行ったが、既に2年以上経過していたため、当該保険料は時効により納付できず、当該記録訂正は行われたものの、厚生年金の給付に反映されていないので、厚生年金が給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の「賞与支給額、源泉所得税および社会保険料計算書」（以下「賞与計算書」という。）及び「健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届」（以下「賞与支払届」という。）により、申立人は、平成16年8月11日及び18年7月20日に、同社から賞与の支給を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、賞与計算書及び賞与支払届に

おける当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、平成 16 年 8 月 11 日は 30 万円、18 年 7 月 20 日は 30 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が、申立てに係る賞与支払届を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 21 年 10 月 21 日に提出したことが確認できることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を、平成16年8月11日は27万円、18年7月20日は27万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年8月11日
② 平成18年7月20日

平成16年8月11日及び18年7月20日に支給のあった賞与から厚生年金保険が控除されていたが、A社が当該賞与について、社会保険事務所（当時）に届出を行っていなかったため、保険料として納付されていない状態であった。同社は、21年10月に誤りに気づき、社会保険事務所に当該賞与支払届に係る記録の訂正の届出を行ったが、既に2年以上経過していたため、当該保険料は時効により納付できず、当該記録訂正は行われたものの、厚生年金の給付に反映されていないので、厚生年金が給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の「賞与支給額、源泉所得税および社会保険料計算書」（以下「賞与計算書」という。）及び「健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届」（以下「賞与支払届」という。）により、申立人は、平成16年8月11日及び18年7月20日に、同社から賞与の支給を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、賞与計算書及び賞与支払届に

おける当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、平成 16 年 8 月 11 日は 27 万円、18 年 7 月 20 日は 27 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が、申立てに係る賞与支払届を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 21 年 10 月 21 日に提出したことが確認できることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を、平成16年8月11日は27万円、18年7月20日は27万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年8月11日
② 平成18年7月20日

平成16年8月11日及び18年7月20日に支給のあった賞与から厚生年金保険が控除されていたが、A社が当該賞与について、社会保険事務所（当時）に届出を行っていなかったため、保険料として納付されていない状態であった。同社は、21年10月に誤りに気づき、社会保険事務所に当該賞与支払届に係る記録の訂正の届出を行ったが、既に2年以上経過していたため、当該保険料は時効により納付できず、当該記録訂正は行われたものの、厚生年金の給付に反映されていないので、厚生年金が給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の「賞与支給額、源泉所得税および社会保険料計算書」（以下「賞与計算書」という。）及び「健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届」（以下「賞与支払届」という。）により、申立人は、平成16年8月11日及び18年7月20日に、同社から賞与の支給を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、賞与計算書及び賞与支払届に

おける当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、平成 16 年 8 月 11 日は 27 万円、18 年 7 月 20 日は 27 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が、申立てに係る賞与支払届を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 21 年 10 月 21 日に提出したことが確認できることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を、平成16年8月11日は20万円、18年7月20日は27万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年8月11日
② 平成18年7月20日

平成16年8月11日及び18年7月20日に支給のあった賞与から厚生年金保険が控除されていたが、A社が当該賞与について、社会保険事務所（当時）に届出を行っていなかったため、保険料として納付されていない状態であった。同社は、21年10月に誤りに気づき、社会保険事務所に当該賞与支払届に係る記録の訂正の届出を行ったが、既に2年以上経過していたため、当該保険料は時効により納付できず、当該記録訂正は行われたものの、厚生年金の給付に反映されていないので、厚生年金が給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の「賞与支給額、源泉所得税および社会保険料計算書」（以下「賞与計算書」という。）及び「健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届」（以下「賞与支払届」という。）により、申立人は、平成16年8月11日及び18年7月20日に、同社から賞与の支給を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、賞与計算書及び賞与支払届に

おける当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、平成 16 年 8 月 11 日は 20 万円、18 年 7 月 20 日は 27 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が、申立てに係る賞与支払届を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 21 年 10 月 21 日に提出したことが確認できることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を、平成16年8月11日は7万3,000円、18年7月20日は13万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年8月11日
② 平成18年7月20日

平成16年8月11日及び18年7月20日に支給のあった賞与から厚生年金保険が控除されていたが、A社が当該賞与について、社会保険事務所（当時）に届出を行っていなかったため、保険料として納付されていない状態であった。同社は、21年10月に誤りに気づき、社会保険事務所に当該賞与支払届に係る記録の訂正の届出を行ったが、既に2年以上経過していたため、当該保険料は時効により納付できず、当該記録訂正は行われたものの、厚生年金の給付に反映されていないので、厚生年金が給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の「賞与支給額、源泉所得税および社会保険料計算書」（以下「賞与計算書」という。）及び「健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届」（以下「賞与支払届」という。）により、申立人は、平成16年8月11日及び18年7月20日に、同社から賞与の支給を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、賞与計算書及び賞与支払届に

おける当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、平成16年8月11日は7万3,000円、18年7月20日は13万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が、申立てに係る賞与支払届を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成21年10月21日に提出したことが確認できることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を13万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年7月20日

平成18年7月20日に支給のあった賞与から厚生年金保険が控除されていたが、A社が当該賞与について、社会保険事務所（当時）に届出を行っていなかったため、保険料として納付されていない状態であった。同社は、21年10月に誤りに気づき、社会保険事務所に当該賞与支払届に係る記録の訂正の届出を行ったが、既に2年以上経過していたため、当該保険料は時効により納付できず、当該記録訂正は行われたものの、厚生年金の給付に反映されていないので、厚生年金が給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の「賞与支給額、源泉所得税および社会保険料計算書」（以下「賞与計算書」という。）及び「健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届」（以下「賞与支払届」という。）により、申立人は、平成18年7月20日に、同社から賞与の支給を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、賞与計算書及び賞与支払届における当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から13万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業

主が、申立てに係る賞与支払届を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 21 年 10 月 21 日に提出したことが確認できることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を、平成16年8月11日は6万1,000円、18年7月20日は27万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年8月11日
② 平成18年7月20日

平成16年8月11日及び18年7月20日に支給のあった賞与から厚生年金保険が控除されていたが、A社が当該賞与について、社会保険事務所（当時）に届出を行っていなかったため、保険料として納付されていない状態であった。同社は、21年10月に誤りに気づき、社会保険事務所に当該賞与支払届に係る記録の訂正の届出を行ったが、既に2年以上経過していたため、当該保険料は時効により納付できず、当該記録訂正は行われたものの、厚生年金の給付に反映されていないので、厚生年金が給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の「賞与支給額、源泉所得税および社会保険料計算書」（以下「賞与計算書」という。）及び「健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届」（以下「賞与支払届」という。）により、申立人は、平成16年8月11日及び18年7月20日に、同社から賞与の支給を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、賞与計算書及び賞与支払届に

おける当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、平成16年8月11日は6万1,000円、18年7月20日は27万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が、申立てに係る賞与支払届を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成21年10月21日に提出したことが確認できることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を、平成16年8月11日は3万6,000円、18年7月20日は15万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和54年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年8月11日
② 平成18年7月20日

平成16年8月11日及び18年7月20日に支給のあった賞与から厚生年金保険が控除されていたが、A社が当該賞与について、社会保険事務所（当時）に届出を行っていなかったため、保険料として納付されていない状態であった。同社は、平成21年10月に誤りに気づき、社会保険事務所に当該賞与支払届に係る記録の訂正の届出を行ったが、既に2年以上経過していたため、当該保険料は時効により納付できず、当該記録訂正は行われたものの、厚生年金の給付に反映されていないので、厚生年金が給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の「賞与支給額、源泉所得税および社会保険料計算書」（以下「賞与計算書」という。）及び「健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届」（以下「賞与支払届」という。）により、申立人は、平成16年8月11日及び18年7月20日に、同社から賞与の支給を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、賞与計算書及び賞与支払届に

おける当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、平成16年8月11日は3万6,000円、18年7月20日は15万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が、申立てに係る賞与支払届を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成21年10月21日に提出したことが確認できることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を8万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年8月11日

平成16年8月11日に支給のあった賞与から厚生年金保険が控除されていたが、A社が当該賞与について、社会保険事務所（当時）に届出を行っていなかったため、保険料として納付されていない状態であった。同社は、21年10月に誤りに気づき、社会保険事務所に当該賞与支払届に係る記録の訂正の届出を行ったが、既に2年以上経過していたため、当該保険料は時効により納付できず、当該記録訂正は行われたものの、厚生年金の給付に反映されていないので、厚生年金が給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の「賞与支給額、源泉所得税および社会保険料計算書」（以下「賞与計算書」という。）及び「健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届」（以下「賞与支払届」という。）により、申立人は、平成16年8月11日に、同社から賞与の支給を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、賞与計算書及び賞与支払届における当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から8万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業

主が、申立てに係る賞与支払届を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 21 年 10 月 21 日に提出したことが確認できることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）本社における資格取得日に係る記録を昭和23年5月27日に訂正し、申立期間①に係る標準報酬月額を600円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

申立人は、申立期間のうち、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社C工場における資格取得日に係る記録を昭和26年8月7日、同社C工場の資格喪失日に係る記録を27年8月1日とし、申立期間に係る標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和23年5月27日から同年6月1日まで
② 昭和26年8月7日から27年8月1日まで
③ 平成2年1月1日から3年8月31日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務した申立期間①及び②の加入記録が無いことが判明した。異動はあったが、同社には継続して勤務していたので、申立期間①及び②を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

また、D社に代表取締役として勤務した申立期間③について、平成2年1月から3年2月までの標準報酬月額が実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違しており、また3年3月31日から同年8月31日までの加入記録が無いことが判明したので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、B社の回答及び元同僚の供述から、申立人は、申立期間①当時、同社に継続して勤務(昭和23年5月27日に同社E工場から同

社本社に異動) していたと認められる。

また、B社は、「社員は全員、厚生年金保険の被保険者であり保険料を控除していた。」と回答していることから、申立人は申立期間①について、事業主により給与から保険料が控除されていたと認められる。

さらに、申立期間①の標準報酬月額については、昭和23年6月の社会保険事務所の記録が無いため、同年4月の記録から600円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主は納付したとしているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情も無いことから、明かでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情も無いことから、行ったとは認められない。

2 申立期間②について、B社の回答及び元直属上司の供述から、申立人は、昭和27年7月31日まで同社に継続して勤務(26年8月7日に同社本社から同社C工場に異動し、27年7月31日に退職)していたと認められる。

また、B社は、「社員は全員、厚生年金保険の被保険者であり保険料を控除していた。」と回答していることから、申立人は申立期間②について、事業主により給与から保険料が控除されていたと認められる。

さらに、申立期間②の標準報酬月額については、申立人に係る昭和26年7月の社会保険事務所の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主は納付したとしているが、事業主が申立期間②に係る被保険者資格の取得及び喪失に係る届出を行ったにもかかわらず、社会保険事務所が二度にわたり記録の処理を誤ることは考えられないことから、事業主から社会保険事務所への資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立期間②に係る保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間②に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

3 申立期間③について、オンライン記録によると、申立人の標準報酬月額は、平成3年2月28日付けで、元年10月及び2年10月の定時決定が取り消され、2年1月に遡^{そきゅう}及して53万円が8万円に訂正され、申立人の資格喪失日まで継続していることが確認できる。また、申立人の被保険者資格は、D社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった3年9月30日以降の4年1月7日付けで、3年11月1日喪失の記録が取り消され、同年3月31日に遡^{そきゅう}及して喪失していることが確認できる。

また、申立人は、「D社は経営状態が極度に悪い中で保険料の納付が大幅に遅延し、社会保険事務所に度々呼び出されて標準報酬月額を大幅に減額す

ることで滞納保険料を処理するよう強く求められた。」と供述していることから、同社では、申立期間当時、滞納していた保険料の処理のため、当該標準報酬月額の訂正及び資格喪失日の訂正が行われたものと推認できる。

さらに、D社の商業登記簿謄本から、申立人は申立期間当時、同社の代表取締役であったことが確認できることから、代表取締役であった申立人が関与せずに、社会保険事務所において当該標準報酬月額の訂正及び資格喪失日の訂正がなされたことは考えられない。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、D社の代表取締役として自らの標準報酬月額の訂正及び資格喪失日の訂正処理に関与しながら、当該処理が有効なものでないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間③に係る厚生年金保険の標準報酬月額及び資格喪失日に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成10年5月1日に、B社における資格取得日に係る記録を同年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年4月1日から同年5月15日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には申立期間も継続して勤務し、厚生年金保険料を控除されていたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社が保有する申立人に係る給与支給控除項目別一覧表から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し(平成10年5月1日に同社から関連会社であるB社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料をA社により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額に基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、上記給与支給控除項目別一覧表において確認できる控除額から、22万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料の納付義務を履行したか否かについては、A社は、納付していたのではないかとしているが、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見あたらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主

が申立てどおりの被保険者資格の喪失日及び取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和31年2月22日から同年4月1日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格取得日に係る記録を31年2月22日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る昭和31年2月22日から同年4月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和26年2月27日から同年5月21日まで
② 昭和31年2月22日から同年4月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社C工場に勤務した申立期間①及び同社B工場に勤務した申立期間②について、加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間①及び②については、同社C工場及びB工場にそれぞれ勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②については、雇用保険の加入記録、A社が保有する申立人に係る労働者名簿及び人事記録台帳から判断すると、申立人は、同社に昭和26年5月21日から継続して勤務し(昭和31年2月22日に同社C工場から同社B工場に異動)、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、昭和31年4月の社会保険事務所の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主がA社B工場における資格取得について、昭和31年2月22日として届け出るべきところを同年4月1日として届け出たと認めていることから、事業主が同日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年2月及び同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人の申立期間②に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間①については、A社が保有する申立人に係る労働者名簿及び人事記録台帳から、申立人が昭和26年2月27日に同社C工場に「試傭」されたことが認められる。

しかしながら、上記の人事記録台帳によると、申立人のA社における入社日は、同社における被保険者資格取得日である昭和26年5月21日と記載されている。

また、上記人事記録台帳から申立人と同様、昭和26年2月にA社C工場に試傭されたことが確認できる3名の従業員に係る社会保険事務所の記録では、申立人と同様に、同社に試傭されてから3か月後に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、試傭期間中に厚生年金保険の加入記録が無い上記3名の従業員のうち回答が得られた2名は、その期間に給与から厚生年金保険料が控除されたかどうか憶えていないと供述しているところ、A社の現在の人事担当者は、「当時、当社では試傭期間は厚生年金保険の加入手続をせず、保険料控除も行っていなかったと思う。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったと認められることから、申立人の標準報酬月額の記録を41万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年5月1日から12年2月29日まで

オンライン記録では、A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、給与から実際に控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが分かった。同社では、取締役として勤務していたが、厚生年金保険の事務に関与していなかったため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人のA社における申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成10年5月から12年1月までの期間は41万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった同年2月29日の後の同年3月6日に、申立人の申立期間の標準報酬月額の記録がさかのぼって9万2,000円へと減額訂正されていることが確認できる。社会保険事務所において、このようにさかのぼって記録を訂正するという処理を行う合理的な理由は見当たらない。

一方、申立人は、A社の商業登記簿謄本から取締役であったことが確認できる。

しかし、代表取締役及び当時の従業員が「申立人は、B職として勤務しており、経理や社会保険事務等に携わっていない。」と供述していること、及び代表取締役が「申立人の同意を得ずに標準報酬月額の減額の処理に係る届出を行った。」と供述していることから、申立人は、標準報酬月額の減額処理に関与していないと認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について、有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た41万円とすることが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果、平成18年8月から19年3月までは26万円、同年4月から同年6月までは30万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の9万8,000円とされているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額（26万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準報酬月額に係る記録を26万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和57年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年8月1日から19年7月1日まで

A社に勤務していた申立期間に係る標準報酬月額について、社会保険事務所（当時）に照会したところ、給与から実際に控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが判明した。社会保険事務所に対して確認請求したところ、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の訂正記録は給付に反映されていないので、給付されるようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあった平成18年4月分から20年5月分までの給与支給明細書により、申立人は、申立期間において、26万円の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

このため、申立人の申立期間の標準報酬月額については、給与明細書の保険料控除額から、26万円とすることが必要である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、給与支払明細書等で確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が長期間にわたって一致しないことから、事業主は、給与明細書等で確認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）に係る被保険者記録は、資格取得日が昭和53年9月4日、資格喪失日が55年10月1日とされ、当該期間のうち、同年9月30日から同年10月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における資格喪失日を同年10月1日とし、申立期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立人の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和31年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和55年9月30日から同年10月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社を昭和55年9月30日に退職したが、厚生年金保険の資格喪失日が同年9月30日となっているので、同年10月1日に記録訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された回答書、人事記録及び雇用保険の記録から、申立人は、A社に昭和55年9月30日まで継続して勤務していたことが確認できる。また、同社の代表者は、申立期間において、申立人の給与から厚生年金保険料を控除していた旨を供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和55年8月の社会保険事務所の記録から、20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が、申立期間当時に事務手続を誤ったとして、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成21年6月12日に、社会保険事務所に対し

て訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 55 年 9 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和50年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年5月27日から同年9月1日まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、昭和50年5月27日から同年9月1日までの期間の記録が無いとの回答をもらった。同年4月にA社に入社し、同年7月1日にC社へ出向したが、継続してA社に在籍して厚生年金保険料を控除されていたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された在籍証明書、社員経歴書及び回答書から、申立人は、同社に昭和50年4月1日から申立期間を含め継続して勤務していたことが確認できる。

また、B社では、「申立人は、当社の正社員であることから、当社からC社へ昭和50年5月27日から出向したものの、C社が厚生年金保険適用となる同年9月1日までの期間は、当社から給与を支給し、厚生年金保険料を控除していた。」と回答している。

さらに、A社に入社し、申立人と共にC社へ出向した同僚は、「昭和50年5月27日から同年9月1日までの給与明細書にはA社の会社名があり、厚生年金保険料を控除されていた。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和50年4月の社会保険事務所の記録から、7万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務の履行については、事業主は、申立人の資格喪失届を誤って届け出たと回答していることから、事業主

から当該社会保険事務所の記録どおりの届出が行われ、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 50 年 5 月から同年 8 月までの期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和20年12月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所(当時)に対し行ったことが認められ、かつ、申立人の申立てに係る事業所における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、23年10月1日であったと認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、1万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年12月1日から23年10月1日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社B支局に勤務した申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には昭和20年12月1日から継続して勤務し、申立期間中、厚生年金保険料が給与から控除されていたはずなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社本社から提出のあった人事記録から、申立人は、申立期間において同社に継続して勤務していたことが認められる。また、同社の代表者の「申立人は、昭和20年12月1日から54年9月27日まで当社に正社員として在籍し、厚生年金保険に加入していた。厚生年金保険関係資料は、社屋の移転時に消失し保存されていないが、申立人の申立てどおり、20年12月1日付けで資格取得の届出を行い、申立期間中の保険料は納付していた」旨の供述から判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと推認できる。

一方、A社B支局を管轄している社会保険事務所の担当者は、「同事業所の当時の記録は、昭和23年11月16日の火災で焼失していると思われる。また、新しい被保険者名簿は、その後改めて作成されたと聞いているが、当該名簿は確認できない」旨供述している。

なお、A社B支局に係る厚生年金保険番号の払出簿における申立人の資格取得日は、昭和20年12月1日と記録されていることが確認できる。

以上の事実を前提にすると、申立てに係る厚生年金保険の記録が無いことの原因としては、事業主の届出漏れ、保険者による被保険者名簿への記入漏れ、被保険者名簿の焼失等の可能性が考えられるが、被保険者名簿の大規模な焼失等から半世紀も経た今日において、保険者も被保険者名簿の完全な復元をなしえない状況の下で、申立人及び事業主にその原因がいずれにあるのかの特定を行わせることは不可能を強いるものであり、同人らにこれによる不利益を負担させるのは相当でないというべきである。

以上を踏まえて本件を見るに、申立人が申立期間中に継続勤務した事実及び事業主による保険料の控除の事実が推認できること、申立てに係る厚生年金保険の記録は、事業主がその届出を行った後に焼失した可能性が相当高いと認められる一方で、この推認を妨げる特段の事情は見当たらないこと等の諸事情を総合して考慮すると、事業主は、申立人が昭和20年12月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったと認めるのが相当であり、かつ、申立人の申立てに係る事業所における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は23年10月1日とすることが妥当であると判断する。

また、申立期間の標準報酬月額は、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和44年法律第78号）附則第3条の規定に準じ、1万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C工場における資格喪失日に係る記録を昭和36年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月30日から同年5月1日まで
厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社C工場に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間中、社内異動はあったが同社には継続して勤務し、厚生年金保険料が給与から控除されていたはずなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びB社から提出のあった人事記録から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和36年5月1日に同社C工場から同社D工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C工場における昭和36年3月のオンライン記録から、2万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格喪失に係る届出を社会保険事務所に対し誤って提出し、申立人の申立期間に係る保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和53年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を51年9月から52年6月までの期間を8万6,000円、同年7月から同年12月までの期間を10万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年9月1日から53年1月1日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には昭和52年12月31日まで継続して勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、申立てに係る事業所から提出のあった退職者名簿及び健康保険被保険者名簿並びに事業主の供述から、申立人が申立てに係る事業所に昭和52年12月31日まで継続して勤務していたことが認められる。

また、事業主は、申立人は申立期間についても雇用契約等の内容に変更は無く、正社員として勤務していたので、給与から保険料を控除していたと供述している上、上述の健康保険被保険者名簿では、申立人の資格喪失日は昭和53年1月1日と記録されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の標準報酬月額については、社会保険事務所の昭和51年8月の記録及び申立期間当時の同僚の随時改定の記録から、同年9月から52年6月までの期間を8万6,000円、同年7月から同年12月までの期間を10万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、企業年金連合会保管の厚生年金基金の記録では、申立人の申立てに係る事業所における資格喪

失年月日は昭和51年9月1日と記録されており、厚生年金基金及び社会保険事務所の双方が誤って同じ資格喪失日と記録したとは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年9月から52年12月までの期間の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

東京厚生年金 事案6552

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事業所における資格喪失日に係る記録を昭和51年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年1月1日から同年4月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の3か月が未加入となっていることが分かった。申立期間当時、異動はあったものの、同社には継続して勤務していたので、当該期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、A社から提出のあった人事発令通知及び人事カード並びに事業主の供述から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（昭和51年4月1日に同社B事業所から同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和50年12月の社会保険事務所の記録から8万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が保存していた申立人の申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書における資格喪失年月日が昭和51年1月1日となっていることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年1月から同年3月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）C支店に係る被保険者記録は、資格取得日が昭和51年6月25日、資格喪失日が58年7月15日とされ、当該期間のうち51年6月25日から同年7月1日までの期間は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA社C支店に係る資格取得日を同年6月25日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9万8,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年6月25日から同年7月1日まで

社会保険事務所（当時）の記録では、B社に勤務している期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も同社に継続して勤務し、保険料を控除されていたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された人事記録及び健康保険被保険者資格証明書から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和51年6月25日にA社本社から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和51年7月の社会保険事務所の記録から、9万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が、事務手続を誤ったとして、申立人のA社C支店に係る資格取得日を昭和51年6月25日に訂正する旨を、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成21年5月1日に社会保険事務所に届け出ており、申立期間に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）に係る被保険者記録は、資格取得日が昭和47年6月1日、資格喪失日が54年10月1日とされ、当該期間のうち同年9月30日から同年10月1日までの期間は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA社に係る資格喪失日を同年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を24万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年9月30日から同年10月1日まで

社会保険事務所（当時）の記録では、B社に勤務している期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も同社に継続して勤務し、保険料を控除されていたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された人事記録及び健康保険被保険者資格証明書から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和54年10月1日にA社C支店から同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和54年8月の社会保険事務所の記録から、24万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業

主が、事務手続を誤ったとして、申立人のA社に係る資格喪失日を昭和 54 年 10 月 1 日に訂正する旨を、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 21 年 5 月 1 日に社会保険事務所に届け出ており、申立期間に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる

第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）C支店に係る被保険者記録は、資格取得日が昭和40年4月1日、資格喪失日が43年4月1日とされ、当該期間のうち同年3月31日から同年4月1日までの期間は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA社C支店に係る資格喪失日を同年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年3月31日から同年4月1日まで

社会保険事務所（当時）の記録では、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も同社に継続して勤務し、保険料を控除されていたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された人事記録及び健康保険資格喪失証明書から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和43年4月1日にA社C支店から同社D支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和43年2月の社会保険事務所の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業

主が、事務手続を誤ったとして、申立人のA社C支店に係る資格喪失日を昭和43年4月1日に訂正する旨を、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成21年5月1日に社会保険事務所に届け出ており、申立期間に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和31年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年9月1日から32年4月19日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の加入記録が無かった。申立期間の保険料控除が確認できる給料支払明細書があるので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保管する給料支払明細書により、申立人が、申立期間にA社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書の保険料控除額から、9,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、当時の資料が無いため、不明であるとしており、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額を130万1,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年6月10日

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準賞与額の記録が無い。同社は、既に社会保険事務所（当時）に対して訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は年金給付に反映されていないので、給付されるようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された「賃金台帳兼源泉徴収簿」により、申立人は、平成17年6月10日支給の賞与から、130万1,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、「賃金台帳兼源泉徴収簿」の保険料控除額から、130万1,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に対して提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していなかったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額を、平成17年6月10日については122万7,000円、同年12月5日については150万円、18年6月9日については123万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年6月10日
② 平成17年12月5日
③ 平成18年6月9日

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準賞与額の記録が無い。同社は、既に社会保険事務所（当時）に対して訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は年金給付に反映されていないので、給付されるようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された「賃金台帳兼源泉徴収簿」により、申立人は、平成17年6月10日支給の賞与から122万7,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を、同年12月5日支給の賞与から150万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を、18年6月9日支給の賞与から123万6,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を、事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、標準賞与額については、「賃金台帳兼源泉徴収簿」の保険料控除額か

ら、申立期間①については122万7,000円、申立期間②については150万円、申立期間③については123万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に対して提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していなかったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額を122万7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年6月10日

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準賞与額の記録が無い。同社は、既に社会保険事務所（当時）に対して訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は年金給付に反映されていないので、給付されるようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された「賃金台帳兼源泉徴収簿」により、申立人は、平成17年6月10日支給の賞与から、122万7,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、「賃金台帳兼源泉徴収簿」の保険料控除額から、122万7,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に対して提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していなかったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額を、平成17年6月10日については99万6,000円、同年12月5日については122万3,000円、18年6月9日については100万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年6月10日
② 平成17年12月5日
③ 平成18年6月9日

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準賞与額の記録が無い。同社は、既に社会保険事務所（当時）に対して訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は年金給付に反映されていないので、給付されるようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された「賃金台帳兼源泉徴収簿」により、申立人は、平成17年6月10日支給の賞与から99万6,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を、同年12月5日支給の賞与から122万円3,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を、18年6月9日支給の賞与から100万6,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を、事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、標準賞与額については、「賃金台帳兼源泉徴収簿」の保険料控除額か

ら、申立期間①については99万6,000円、申立期間②については122万3,000円、申立期間③については100万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に対して提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していなかったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額を、平成17年6月10日については54万8,000円、17年12月5日については63万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和52年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年6月10日
② 平成17年12月5日

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準賞与額の記録が無い。同社は、既に社会保険事務所(当時)に対して訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は年金給付に反映されていないので、給付されるようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された「賃金台帳兼源泉徴収簿」により、申立人は、平成17年6月10日支給の賞与から54万8,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を、同年12月5日支給の賞与から63万2,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を、事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、標準賞与額については、「賃金台帳兼源泉徴収簿」の保険料控除額から、申立期間①については54万8,000円、申立期間②については63万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行について

は、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に対して提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していなかったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額を150万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年1月25日

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準賞与額の記録が無い。同社は、既に社会保険事務所（当時）に対して訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は年金給付に反映されていないので、給付されるようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、申立人は、平成18年1月25日支給の賞与から、150万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、賃金台帳の厚生年金保険料控除額から、150万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に対して提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していなかったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額を150万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年1月25日

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準賞与額の記録が無い。同社は、既に社会保険事務所（当時）に対して訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は年金給付に反映されていないので、給付されるようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、申立人は、平成18年1月25日支給の賞与から、150万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、賃金台帳の厚生年金保険料控除額から、150万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に対して提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していなかったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額を150万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年1月25日

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準賞与額の記録が無い。同社は、既に社会保険事務所（当時）に対して訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は年金給付に反映されていないので、給付されるようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、申立人は、平成18年1月25日支給の賞与から、150万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、賃金台帳の厚生年金保険料控除額から、150万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に対して提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していなかったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額を50万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年1月25日

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準賞与額の記録が無い。同社は、既に社会保険事務所（当時）に対して訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は年金給付に反映されていないので、給付されるようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、申立人は、平成18年1月25日支給の賞与から、50万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、賃金台帳の厚生年金保険料控除額から、50万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に対して提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していなかったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格喪失日は、平成7年7月26日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

また、申立期間の標準報酬月額については、47万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年4月1日から7年7月26日まで

社会保険事務所(当時)の記録では、A社に勤務した期間のうち、申立期間に係る加入記録及び標準報酬月額が事実と相違している。同社には、平成7年7月25日まで勤務していたし、給与も記録されている標準報酬月額より高額であったので、申立期間に係る資格喪失日及び標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、平成4年4月1日から6年10月1日までの期間については、オンライン記録により、申立人のA社における当該期間の標準報酬月額は、当初47万円と記録されていたところ、同年5月9日付けで、申立人を含む4人について、当該期間の標準報酬月額が8万円に減額処理されていることが確認できる。

また、A社の当時の代表者は、「社会保険料を滞納していた。社会保険事務所と折衝した結果、高給者の中から標準報酬月額の訂正を行った。」と供述している。

さらに、商業登記簿謄本により、申立人は、平成4年11月28日にA社の取締役を辞任しており、上記減額処理が行われた当時は、申立人は取締役でなかったことが確認できる上、上記代表者及び同僚は、申立人は技術者であり、上記減額処理には関与していなかったと供述している。

これらを総合的に判断すると、平成6年5月9日付けで行われた遡^{そきゅう}及訂正

処理は事実に即したものととは考え難く、社会保険事務所において、申立人の4年4月から6年9月までの期間に係る標準報酬月額について、さかのぼって減額処理を行う合理的な理由は無く、当該期間に係る標準報酬月額について有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た47万円とすることが必要である。

2 申立期間のうち、平成6年10月1日から7年7月26日までの期間については、雇用保険の加入記録及び同僚の供述により、申立人は、当該期間にA社に勤務していたことが確認できる。

また、オンライン記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成7年5月31日）の後の平成7年8月4日付けで、申立人が同年5月31日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した旨の処理が行われ、さらに、同年8月17日付けで、6年10月から7年4月までの期間に係る標準報酬月額が当初記録されていた47万円から24万円に減額処理されていることが確認できる。

しかしながら、A社は法人事業所であり、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成7年5月31日）において、従業員が常時勤務していたことが認められ、同社が適用事業所としての要件を満たしていたと認められることから、当該適用事業所でなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、申立人について、平成7年5月31日に資格を喪失した旨及び標準報酬月額に係る処理を行う合理的な理由は無く、申立人の資格喪失日及び標準報酬月額に係る記録は有効なものと認められないことから、申立人の資格喪失日は、雇用保険の加入記録における離職日の翌日である平成7年7月26日であると認められる。

また、平成6年10月から7年6月までの期間に係る標準報酬月額については、上記訂正前のオンライン記録から、47万円とすることが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B出張所における資格喪失日に係る記録を昭和31年9月1日に訂正し、申立期間①の標準報酬月額を1万円とすること、及び同社C支店における資格取得日に係る記録を34年1月1日に訂正し、申立期間②の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、申立期間①については履行していないと認められ、申立期間②については、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和31年8月31日から同年9月1日まで
② 昭和34年1月1日から同年4月6日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社で勤務した期間のうち、申立期間①及び②の加入記録が無かった。申立期間に支店間の異動はあったが、厚生年金保険料を控除されていたので、被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、A社が保有する経歴書及び社員名簿から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し(申立期間①は、A社B出張所から同社本社に異動、申立期間②は同社本社から同社C支店に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、A社が、申立期間①については、昭和31年9月1日、申立期間②については、34年1月1日であると回答していることから、同日であると考えられる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、昭和31年7月の厚生年金保険被保険者名簿から1万円、申立期間②の標準報酬月額については、34年4月の同被保険者名簿から1万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は、当時の資料が無く、不明であるとしている。

しかしながら、申立期間①については、A社が申立人の資格喪失日を昭和31年9月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年8月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を申立人の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年8月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間②については、事業主の保険料納付の義務の履行を確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

なお、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間①については、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録、及び同社C支店における資格取得日に係る記録を昭和50年1月5日に訂正し、申立期間①の標準報酬月額を13万4,000円とすることが必要である。また、申立期間②については、同社C支店における資格取得日に係る記録を54年12月25日に訂正し、申立期間②の標準報酬月額を28万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和50年1月1日から同年2月1日まで
② 昭和54年12月25日から55年2月1日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社で勤務した期間のうち、申立期間①及び②の加入記録が無かった。申立期間に支店間の異動はあったが、厚生年金保険料を控除されていたので、被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社が保有する「人事個人票」から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し(昭和50年1月5日にA社B支店から同社C支店に異動、54年12月25日に同社D支店から同社C支店に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①に係る標準報酬月額については、昭和50年2月の社会保険事務所の記録から13万4,000円、申立期間②に係る標準報酬月額については、55年2月の社会保険事務所の記録から28万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社

は、当時の資料が無いため、不明であるとしており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日及び喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人のA社に係る被保険者記録は、資格取得日が平成13年7月3日、資格喪失日が15年1月1日とされ、当該期間のうち、14年12月31日から15年1月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における資格喪失日を15年1月1日とし申立期間の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年12月31日から15年1月1日まで
社会保険庁(当時)の厚生年金保険記録において、A社に勤務した期間のうち申立期間の加入記録が無いことが判明した。同社に問い合わせたところ、同社は資格喪失日を平成14年12月31日から15年1月1日に訂正する届出をし、当該記録は訂正されたが、保険料は時効のため納付することができないとのことであった。申立期間について、将来の年金給付に反映されるよう同社の保険料納付を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録から、申立人は、平成13年7月3日から14年12月31日まで継続してA社に勤務していたことが確認できる。

一方、オンライン記録によれば、申立人のA社における厚生年金保険の資格喪失日は、当初、平成14年12月31日とされ、被保険者期間は13年7月から14年11月までの17か月間とされていたが、21年4月21日に事業主から申立人の資格喪失日を15年1月1日に訂正する旨の届出が行われたことにより、21年5月8日に当該届出どおりに喪失日が訂正処理されていることが確認で

きる。

また、A社から提出された申立人に係る給与明細書から、申立人は、平成13年7月から14年12月までの期間に支給された給与について、18か月の厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが確認できることから、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

さらに、申立期間の標準報酬月額については、平成14年12月支給の給与明細書の保険料控除額及び同年11月のオンライン記録から、22万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格喪失届の誤りを認めており、また、前述のとおり、申立期間の保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成21年4月21日に申立人の資格喪失日を訂正する旨の届出を行っていることから、事業主が14年12月31日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年12月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から40年3月までの期間及び61年4月から同年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から40年3月まで
② 昭和61年4月から同年6月まで

私たち夫婦は、昭和36年4月ごろから、区の集金人に夫婦二人分の国民年金保険料を納付した。また、61年4月ごろは納付書により金融機関で保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、自身の国民年金の加入手続をした時期、場所等の加入状況についての記憶が曖昧であり、国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和40年7月時点では当該期間の過半は時効により保険料を納付することができない期間である。申立期間②については、申立人は、63年10月に当該期間の保険料を納付したが、時効期間が経過していたため過誤納処理され、61年11月から62年1月までの保険料に充当されているなど、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容およびこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 6682

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年11月から37年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年11月から37年3月まで

私は、区の職員に勧められ国民年金に加入し、私の夫が申立期間の国民年金保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立期間後の昭和37年4月に夫と連番で払い出されていること、保険料を一緒に納付していたとする申立人の夫も申立期間の保険料が未納となっており、申立人と同様37年4月から保険料の納付を開始していることなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら、申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から40年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から40年12月まで

私は、退職後の昭和47年に国民年金の加入手続をしたとき、過去の国民年金保険料をさかのぼって納付できると説明を受け、申立期間の保険料をすべて納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、さかのぼって納付したとする保険料の納付額の記憶が曖昧である。

また、申立人が所持する領収書により、申立人は、国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和47年12月に申立期間後の41年4月から同年12月までの保険料を納付していることが確認でき、1か月当たりの保険料額が第1回特例納付の保険料額と同額であることから、当該納付は特例納付によったものと考えられるが、当該保険料については、当該期間を含む41年1月から同年12月までの期間が厚生年金保険加入期間であったことが判明したため、平成8年8月及び20年12月に還付処理が行われている。この特例納付については、申立人は、当該特例納付をしなければ60歳到達時まで保険料を納付したとしても、当時の厚生年金保険加入月数に国民年金保険料納付月数を加えた期間が年金の受給資格期間を満たさないことから、受給資格を満たすために必要となる納付月数を考慮して特例納付をしたものと考えられるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年2月から63年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年2月から63年10月まで

私は、昭和58年に退職し、国民健康保険への切替を行った際、国民年金に加入したはずであり、区役所窓口及び金融機関で国民健康保険料と国民年金保険料を一緒に納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、国民年金保険料、国民健康保険料及び税金を一緒に区役所窓口等で納付していたと説明しているが、国民年金保険料の納付時期、納付方法及び納付金額等の記憶が曖昧である。また、申立期間のうち昭和59年12月から63年10月の期間は、当初、厚生年金保険被保険者期間であったとして当委員会に申し立てていたこと(平成21年1月に年金記録の訂正は必要ない旨を決定)、申立人は、当時他市で別居していて昭和62年5月に離婚した元妻の保険料も納付していたと説明しているが、元妻は、申立期間について61年3月までの間の保険料は未納、その後離婚するまでの間の保険料は法定免除とされていることなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から44年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から44年11月まで

私が勤務していた料理店を経営していた会社が、私の国民年金の加入手続きをし、私とその会社の厚生年金保険に加入する昭和44年11月まで国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間が未加入とされ、保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた会社が申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続き及び保険料の納付に関与しておらず、申立期間当時、申立人が居住していた区では、印紙検認方式により保険料を収納していたが、当時会社の経理を担当していたとする元同僚は、従業員の保険料を納付していたとしつつも、申立人の居住していた当該区に納付手続きに行ったことはないとしていること、納付記録のある当時の元同僚は、自身で保険料を納付していたと説明していること、当時の会社の経理責任者から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の具体的な状況が不明であることなど、申立人が勤務していた会社が申立人の申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人は、国民年金に加入した記録が無く、申立期間は未加入であるため、制度上、保険料を納付することができない期間であり、国民年金手帳の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和62年7月及び同年8月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年7月及び同年8月

私の妻は、私の65歳の年金裁定請求時に、社会保険事務所(当時)の職員から2か月分の国民年金保険料が足りない指摘されたため、金融機関か郵便局で私の国民年金保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人の妻は、社会保険事務所の職員から指摘された2か月分の保険料が、申立期間の保険料を指すのかどうか分からないと説明している上、申立人が国民年金を裁定請求した平成11年2月時点では、申立期間は未加入期間であるため、制度上、保険料を納付することができず、また、仮に申立期間が加入期間であったとしても時効により保険料を納付することができないなど、申立人の妻が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年4月から58年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年4月から58年6月まで

私は、昭和55年4月ごろ、母に勧められて国民年金と国民健康保険の加入手続を一緒に行い、同時に口座振替にして国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は国民年金の加入手続時に口座振替の手続を行ったとしているが、申立人名義の金融機関の口座の取引明細証明書から、昭和62年2月以降の保険料の口座振替は確認できるものの、申立期間当時の保険料は口座振替で納付されていないことが確認できるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和60年11月時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年12月から55年11月までの期間及び57年11月から61年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和54年12月から55年11月まで
② 昭和57年11月から61年3月まで

私の母は、私が昭和54年に会社を辞めた際に国民年金の加入手続を行い、申立期間①の国民年金保険料を納めてくれた。申立期間②の保険料は結婚して転居するまでは母が納めてくれ、転居後は自分で納めたと思う。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人及び申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の母親は、申立人の国民年金の加入手続及び申立人が結婚して転居するまでの保険料納付を社会保険事務所（当時）で行ったとしているが、当時社会保険事務所では国民年金の現年度保険料の収納を行っていなかったなど、母親の申立期間当時の記憶は曖昧である。

また、申立人は、結婚して転居した市において任意加入の手続をした記憶が無いとしているなど、申立人が結婚後の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号は、昭和61年4月の第3号被保険者の資格取得の事務処理が同年12月に行われたことにより払い出されており、第3号被保険者となる前の申立期間はいずれも未加入期間であることから、制度上、保険料を納付することができない期間であり、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人及び母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

ない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 6696

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年1月から59年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年1月から59年2月まで

私は、昭和50年1月に国民年金の加入手続をし、国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人が納付したとする保険料額は当時の保険料額と大きく相違しているなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人が所持する国民年金手帳から、申立人は申立期間直後の昭和59年3月に国民年金に任意加入したことが確認でき、それ以前は未加入期間であることから、制度上、保険料をさかのぼって納付することができず、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年4月から60年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年4月から60年3月まで

私は、20歳代のころ、それまでの国民年金保険料の未納分を市役所で一括して納付し、その後は自宅に届いた納付書で納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、未納であった保険料を一括して納付したとする時期、場所及び金額並びにその後自宅に届いた納付書により納付したとする保険料額についての記憶が曖昧である。

また、申立人は、20歳代に一括して納付した保険料は数十万円であるとしているが、納付額が最も高額となる30歳直前の時点で納付可能な期間の保険料を過年度納付及び現年度納付した場合の保険料額は数十万円を大きく下回るなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したいたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年5月から52年3月までの期間、52年6月、54年7月及び同年8月、59年1月から60年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和51年5月から52年3月まで
② 昭和52年6月
③ 昭和54年7月及び同年8月
④ 昭和59年1月から60年3月まで

私の母は、申立期間①、②及び③の私の国民年金保険料を納付してくれていた。また、申立期間④の保険料は私自身で納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①、②及び③については、申立人の母親が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確である。また、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和60年8月に払い出されており、当該払出時点で当該期間は時効により保険料を納付することができない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人の母親が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

申立期間④については、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、上記手帳記号番号払出時点から、当該期間の保険料を納付するには過年度納付することになるが、申立人は保険料をさかのぼって納付した記憶はないとしているなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 19 年 10 月 1 日から 29 年 10 月 6 日まで
60 歳の時に、社会保険事務所(当時)で年金の受給手続を行ったところ、申立期間について脱退手当金の支給記録があることを知った。
しかし、脱退手当金をもらった記憶は無いので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者台帳には脱退手当金が支給されたことが記載されている上、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえ無い。

また、申立人の脱退手当金は昭和 30 年 7 月 14 日に支給決定されているが、当時は通算年金制度創設前であり、申立期間の事業所を退職後、36 年 8 月まで厚生年金保険の加入歴の無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえ無い。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 11 月 11 日から 38 年 3 月 1 日まで
② 昭和 38 年 10 月 1 日から 39 年 3 月 21 日まで
③ 昭和 40 年 5 月 1 日から同年 7 月 26 日まで
④ 昭和 40 年 8 月 6 日から同年 9 月 1 日まで

平成 8 年ごろ、社会保険事務所（当時）で年金記録を確認したところ、申立期間について脱退手当金の支給記録があることを知った。

しかし、当時は、脱退手当金の制度については知らず、脱退手当金をもらった記憶は無いので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る最終事業所における厚生年金保険被保険者名簿には脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る最終事業所における厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 4 か月後の昭和 40 年 12 月 27 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 3 月 2 日から 35 年 5 月 16 日まで
昨年、ねんきん特別便が届き、申立期間について脱退手当金の支給記録があることを知った。
しかし、60 歳になるまで脱退手当金制度についての認識は無く、脱退手当金をもらった記憶は無いので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 2 か月後の昭和 35 年 7 月 7 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人の厚生年金保険被保険者期間の被保険者記号番号は、申立期間と申立期間後の被保険者期間は別の番号となっており、脱退手当金を受給したために番号が異なっているものと考えるのが自然である。

さらに、申立人は、昭和 36 年 4 月以降は国民年金の強制加入期間であったにもかかわらず、39 年 2 月まで国民年金に加入しておらず、年金に対する意識が必ずしも高かったとは考え難い上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和26年4月10日から27年2月5日まで
② 昭和27年2月6日から33年8月1日まで
③ 昭和33年8月1日から35年7月31日まで

ねんきん特別便が届き、申立期間について脱退手当金の支給記録があることを知った。

しかし、脱退手当金をもらった記憶は無く、脱退手当金が支給されたとする時期は新婚旅行中である上、銀行口座は解約しており脱退手当金を受け取れるはずがないので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金が支給されたとする昭和35年11月16日の直前の同年9月12日に、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を厚生省(当時)から当該脱退手当金の裁定庁へ回答したことが記録されている上、申立人の厚生年金保険被保険者名簿には脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る最終事業所における厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月後に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえなない。

また、申立人の脱退手当金が支給決定された時期は、通算年金制度創設前であり、申立期間の事業所を退職後、厚生年金保険の加入歴の無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえなない上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期

間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 3 月 1 日から同年 10 月 21 日まで
数年前に、社会保険事務所(当時)で老齢年金の相談を行ったところ、申立期間について脱退手当金の支給記録があることを知った。
しかし、申立期間以前に勤務していた事業所では脱退手当金を受け取った覚えはあるが、申立期間については受け取った記憶は無いので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、記録上、申立期間と合算して脱退手当金が支給されたこととなっている申立期間以前の被保険者期間の脱退手当金を申立期間以前に受給したと主張しているが、申立期間以前に脱退手当金の支給記録は無いほか、脱退手当金を受給していたことをうかがわせる事情は無く、申立人の主張は不自然である。

また、申立期間に係る申立人の厚生年金保険被保険者原票には脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、オンライン記録上、申立期間後に申立期間とそれ以前の期間を基礎として脱退手当金が支給されており、当該脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても、申立期間を含む脱退手当金を受給したことを疑わせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

東京厚生年金 事案 6471

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 17 年 6 月 1 日から 20 年 9 月 18 日まで
国民年金の受給手続のために、社会保険事務所（当時）で年金の加入状況を確認したところ、申立期間について脱退手当金の支給記録があることを知った。
しかし、脱退手当金をもらった記憶は無いので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿には、脱退手当金の支給決定日、支給金額及び支給の根拠となる法令の当該条文などの具体的な記載がある上、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には脱退手当金が支給されたことが記載されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえ無い。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年7月6日から34年7月11日まで

申立期間の事業所を退職後、しばらくしてから社会保険事務所(当時)で年金記録を確認したところ、申立期間について脱退手当金の支給記録があることを知った。

しかし、退職時には、脱退手当金の説明は無く、脱退手当金の請求手続を行ったことや、もらった記憶は無いので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る事業所の厚生年金保険被保険者名簿に記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和34年7月11日の前後2年以内に資格喪失した者5名の脱退手当金の支給記録を確認したところ、4名に脱退手当金の支給記録が確認でき、そのうち3名が資格喪失日から3か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、当時は通算年金制度創設前であることを踏まえると、申立人についても、事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間に係る最終事業所における厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和34年9月8日に支給決定されているなど、事務処理に不自然さはいかたがえなく、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 3 月 1 日から 32 年 10 月 1 日まで
平成 21 年 5 月に、社会保険事務所(当時)で年金記録を確認したところ、申立期間について脱退手当金の支給記録があることを知った。
しかし、脱退手当金をもらった記憶は無いので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者台帳には脱退手当金が支給されたことが記載されているとともに、申立人の脱退手当金の支給額は、申立期間を対象として計算されており、一連の事務処理に不自然さはいかたがえなない。

また、申立人の脱退手当金は昭和 33 年 7 月 21 日に支給決定されているが、当時は通算年金制度創設前であり、申立期間の事業所を退職後、40 年 12 月まで厚生年金保険の加入歴の無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえなないほか、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 12 月 1 日から 47 年 3 月 1 日まで
ねんきん特別便が届き、申立期間について脱退手当金の支給記録があることを知った。

しかし、母から年金は大切にしようと言われていた上、退職時に脱退手当金の説明は無く、脱退手当金を受け取った記憶は無いので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者名簿には脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 2 か月後の昭和 47 年 4 月 21 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

東京厚生年金 事案 6475 (事案 2725 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 6 月 25 日から 36 年 1 月 31 日まで
平成 20 年 11 月 17 日付けで、社会保険事務所(当時)から申立期間について脱退手当金の支給記録がある旨の通知を受けた。

私には脱退手当金を受け取った記憶は無いので、脱退手当金を受け取っていないことを認めてほしいと第三者委員会に申し立てたが、脱退手当金を受け取っていないことをうかがわせる事情が見当たらないなどの理由から認められなかった。

しかし、脱退手当金をもらった記憶は無く、審議結果に納得できないので再度申し立てる。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立期間に係る事業所は、申立期間当時、脱退手当金の代理請求を行っていたと説明している上、当該事業所の厚生年金保険被保険者名簿に記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 36 年 1 月 31 日の前後 2 年以内に資格喪失した者 5 名の脱退手当金の支給記録を確認したところ、4 名について脱退手当金の支給記録が確認でき、全員が資格喪失日から 6 か月以内に脱退手当金の支給決定がなされているとともに、当該支給決定の記録がある者の一人は、事業所が脱退手当金の請求手続をした旨の供述をしていることを踏まえると、申立人についても、事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられること、ii) 申立人の厚生年金保険被保険者名簿には脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 2 か月後の 36 年 4 月 3 日に支給決定されているなど、一連の事務

処理に不自然さはいかがえないこと、iii) 申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらないことなどから、既に当委員会の決定に基づき平成21年7月15日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は前回の審議結果に納得できないとし、再申立てを行っているが、新たな資料や情報が得られず、委員会の当初の決定を変更すべき事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 31 年 12 月 27 日から 32 年 5 月 1 日まで
② 昭和 32 年 5 月 2 日から 38 年 3 月 21 日まで
③ 昭和 44 年 11 月 16 日から 45 年 2 月 16 日まで
④ 昭和 45 年 2 月 16 日から 48 年 8 月 31 日まで

年金問題が騒がれるようになり、社会保険事務所（当時）で年金記録を確認したところ、申立期間について脱退手当金の支給記録があることを知った。

しかし、退職する時には脱退手当金の説明は無く、脱退手当金の請求手続を行ったことや、もらった記憶は無いので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の脱退手当金は、申立期間①及び②に係るものと申立期間③及び④に係るものの2回にわたり支給されたと記録されているところ、2回とも申立人の意思に反して請求されているということは考え難い。

また、申立期間①及び②については、当該期間に係る脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間②における厚生年金保険被保険者資格喪失日から約7か月後の昭和38年10月11日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立期間③及び④については、当該期間に係る脱退手当金の請求書類として提出された脱退手当金裁定請求書には、申立人の署名及び捺印が確認でき、申立人の意思に基づき脱退手当金が請求されたものと考えられる上、申立期間④における厚生年金保険被保険者記号番号は、事業所を退職した約1年4か月後の昭和50年1月13日に重複整理の手続がとられたことが厚生年金保険被保険者名簿に記録されており、当該期間の脱退手当金が50年4月30日に

支給決定されていることを踏まえると、脱退手当金の請求に併せて重複整理が行われたと考えるのが自然であるほか、申立人の申立期間④に係る厚生年金保険被保険者名簿には脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

加えて、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

東京厚生年金 事案 6477

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年6月1日から44年3月31日まで
平成20年3月ごろに、社会保険事務所(当時)で年金記録を確認したところ、申立期間について脱退手当金の支給記録があることを知った。
しかし、脱退手当金をもらった覚えは無い上、申立期間の事業所を退職後も厚生年金保険に加入しており脱退するはずがないので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る厚生年金保険被保険者名簿には脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約7か月後の昭和44年11月14日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人から聴取しても、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 55 年 3 月ごろから同年 11 月ごろまで
② 昭和 56 年 1 月ごろから同年 5 月ごろまで

A社に勤務していた申立期間①及び②について、厚生年金保険の加入記録が無い。当該期間に同社で勤務したことは確かなので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②にA社に勤務していたと申し立てている。

しかしながら、A社の現在の総務担当者は、「当社の社員については当初から社員番号を付記し社員情報管理をしているが、申立期間①及び②における申立人の社員としての記録及び厚生年金保険の加入記録は無く、そのほかに申立人が勤務していたことを確認できる資料を保有していないため、申立人が申立期間①及び②に勤務していたことを確認することはできない。」としている。

また、A社の厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間①及び②当時に、同社において厚生年金保険に加入していた複数の従業員に照会したものの、申立人を記憶している者はいなかった。

さらに、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料の控除について、A社の上記の総務担当者は「厚生年金保険の加入記録が無いことから保険料控除は考えにくい。」と供述している。

加えて、当時の事業主及び現場担当者によると、「申立期間当時請負による運搬担当者が数名おり、それらの者は厚生年金保険には加入させていなかった。」としている。

このほかに申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間について厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 5 年 10 月 1 日から 7 年 10 月 31 日まで

A社で代表取締役として勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、実際に控除されていた標準報酬月額より低い額になっている。申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社における申立期間の標準報酬月額は、当初、平成 5 年 10 月から 6 年 10 月までは 53 万円、同年 11 月から 7 年 9 月までは 59 万円と記録されていたものが、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった 7 年 10 月 31 日の後の同年 11 月 1 日付けで、さかのぼって 9 万 2,000 円に訂正処理されていることが確認できる。

しかしながら、A社の商業登記簿謄本によると、申立期間及び当該訂正処理日において、同社の代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、「自らが厚生年金保険の適用事業所ではなくなる手続を行ったこと及び代表者印は自身が管理していた。」と供述していることから、申立人が当該訂正処理に関与していなかったとは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、A社の代表取締役であった申立人が、自らの標準報酬月額の訂正処理について関与しながら、その処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 9 月ごろから 38 年 4 月ごろまで

A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社に勤務したことは確かなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述から、期間は特定できないものの申立人がA社において勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、申立人が申立期間当時に勤務していたとするA社は、同社の社名及び類似の名称において、オンライン記録や厚生年金保険適用事業所名簿にて確認するも、厚生年金保険の適用事業所としての記録は無い上、同社の所在地を管轄する法務局においても保存期間が経過したことにより、同社の商業登記の記録を確認することができなかった。

また、A社の事業主は既に亡くなっており、当時の経理部長も連絡先が不明であることから、当時の状況について確認することができない。

さらに、上記の複数の同僚についても、A社を含め同期間における厚生年金保険への加入記録は確認できない。

このほか、申立人について申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 45 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 6 月 26 日から同年 7 月 1 日まで
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には、平成 8 年 6 月 30 日まで勤務していたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社が発行した退職証明書により、申立人が平成 8 年 6 月 30 日まで同社に勤務していたことが認められる。

しかし、A社が保管していた申立人に係る平成 8 年の所得税源泉徴収簿によると、平成 8 年 6 月の厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる。

また、A社が社会保険料の口座振替に利用していた銀行預金口座の入出金履歴によると、平成 8 年 6 月の保険料に係る口座振替額は、同年 5 月の保険料に係る口座振替額と比べて低額であり、その差額について、同社は「申立人の給与から控除されていない同年 6 月の保険料相当額であると思われる。」としている。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の事業主による給料からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年3月1日から同年7月1日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社で勤務していた期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間も継続して同社に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の回答及び雇用保険の記録により、申立人が申立期間において同社に継続して勤務していたことが確認できる。

しかし、A社は「申立人は、平成3年2月末日の定年に伴い、翌日の同年3月1日から雇用形態が社会保険に加入しない短時間のパートタイマーに変更となった。」と回答している。

また、A社は「申立人を含む従業員17人の雇用契約は社会保険に加入しない短時間のパートタイマーであると認識していたが、社会保険事務所の平成5年7月の監査により、社会保険加入資格に該当することが分かったため、2年間さかのぼって社会保険に再加入させた。申立人の場合、申立期間は時効により加入できなかった。」と回答している。

さらに、A社が保有している「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」及び「厚生年金保険の被保険者資格喪失確認通知書」により、申立人に係る厚生年金保険の資格取得日及び資格喪失日は、オンライン記録と一致していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年4月26日から同年6月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間について加入記録が無い旨の回答を得た。平成元年4月26日から同社に勤務していたので、当該期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録により、申立人は、平成元年4月26日からA社に勤務していたことが確認できる。

しかし、A社の社会保険事務担当者は、「申立人は、平成元年4月26日に入社したため、4月は勤務日数が少なく、給与額が社会保険料の額に満たなくなること、また、5月についても祝祭日が多かった上、新任研修後の現場研修等で実働日数が少なかったため、手取り給与額が少なくなること」を考慮して厚生年金保険の加入が遅れたものと思われる。」と回答しており、同社から提出のあった厚生年金保険料増減内訳書の申立人に係る社会保険料の増減記録によると、同社は、平成元年6月から申立人の給与から社会保険料を控除し、社会保険事務所に納付していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年2月1日から同年8月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間について加入記録が無い旨の回答を得た。当該期間について継続して勤務していたことは確かなので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあった雇用契約書及び同僚の供述から、申立人は、申立期間については、A社に勤務していたことが確認できる。

しかし、A社の同僚は、「同社の従業員の待遇には、社会保険に加入する特別嘱託員と社会保険には加入しない契約社員の2種類があった。」「自分も最初は特別嘱託員として同社に入社し、途中で契約社員となり、昭和36年8月ごろに行われた組合交渉により契約社員から正社員となったが、契約社員であった期間については、厚生年金保険に加入していない。」と供述しているところ、申立人から提出のあった雇用契約書から、申立人は、申立期間は契約社員であったことが確認できる。

また、当該同僚は、「自分は当時の給与明細書を保有しているが、A社において契約社員であった期間については、厚生年金保険料を給与から控除されていない。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 52 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 10 月 1 日から 16 年 2 月 1 日まで
② 平成 17 年 7 月 1 日から同年 8 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社に勤務していた申立期間①及び②について加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間中は同社に勤務し、厚生年金保険料が給与から控除されていたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の経理担当者は、「同社が保管している申立人の業務委任個別契約書によると、申立人は、同社とは業務委任契約を締結しており、その契約期間は平成 14 年 1 月 1 日から 15 年 3 月 31 日までであり、申立人は申立期間①及び②において、同社において勤務していなかった上、契約期間中も申立人は同社の従業員ではなかったことから、厚生年金保険に加入させておらず、厚生年金保険料を給与から控除していなかった。」と供述している。

一方、申立期間①の直後に申立人が勤務していたB社は、申立人は、平成 15 年 10 月 14 日から同社で勤務を開始していたが、入社後 3 か月間は試用期間であったため厚生年金保険には加入させておらず、試用期間が終了した 16 年 2 月 1 日から厚生年金保険に加入させており、申立期間①について、厚生年金保険料を給与から控除することはなかったと回答している。

また、B社に係るオンライン記録から、複数の従業員に照会したところ、3人の従業員が「同社では、3 か月程度の試用期間があった。」と供述している。

さらに、C市役所の回答により、申立人は、申立期間①の全期間において国民健康保険の被保険者であったことが確認できる。

他方、申立期間②の直後に申立人が勤務していたD社は、申立人は平成 17

年7月1日から同社において勤務を開始していたが、長期派遣契約の見込みがたった同年8月1日から厚生年金保険に加入させたため、申立期間②については申立人を厚生年金保険に加入させておらず、厚生年金保険料を給与から控除していなかったと回答しており、同社から提出のあった賃金台帳により、申立人は同年7月の厚生年金保険料を給与から控除されていなかったことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 52 年 10 月 1 日から 53 年 7 月 1 日まで
② 昭和 57 年 4 月 1 日から 60 年 9 月 1 日まで
③ 昭和 62 年 8 月 1 日から平成 3 年 4 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社に勤務していた期間のうち申立期間①の標準報酬月額が、昭和 52 年 7 月の随時決定時から下がっており、B法人に勤務していた申立期間②及びC法人に勤務していた申立期間③の標準報酬月額が、現物支給で受けていた住宅手当と食事手当が含まれていない標準報酬月額となっているので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、A社は当時の従業員や厚生年金保険に関する資料を保管していないことから、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の控除の状況等については分からないと回答している。

また、A社が加入しているD厚生年金基金の申立人に係る記録は、オンライン記録と一致していることから、同社は社会保険事務所に記録どおりの届出を行ったものと推認できる。

さらに、A社の厚生年金保険被保険者名簿から、申立人と同時期に厚生年金保険の被保険者となった7人の従業員の標準報酬月額の推移を確認したところ、3人の従業員について、標準報酬月額が減額されている例があることが確認できる。

申立期間②については、B法人は既に解散しており、当時の代表者は死亡しているため、事業所及び代表者から、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険

料の控除について確認することができない。

また、B法人の経理担当者は既に死亡しており、同法人の元関係者は、「当時の同法人に関する資料は無く、厚生年金保険のことについても分からない。」と供述している。

さらに、B法人の厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間②当時に同法人で勤務していた4人の従業員の標準報酬月額の推移を確認したところ、3人の従業員は、申立人の標準報酬月額とほぼ同額であることが確認できる。

申立期間③については、C法人が保管していた厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬月額決定通知書から、同法人は社会保険事務所の記録どおりの標準報酬月額を届け出ていることが確認できる。

また、C法人から提出のあった社会保険被保険者標準報酬月額報告書によると、同法人は厚生労働省のガイドラインに基づいて、現物支給の住宅手当を含めて標準報酬月額を算定していたことが確認でき、同法人の事務担当者は、「食事手当については、本給を含めて標準報酬月額を算定している。」と供述している。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①、②及び③において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 30 年 3 月 25 日から同年 5 月 1 日まで
② 昭和 34 年 9 月 12 日から 35 年 2 月 1 日まで
③ 昭和 38 年 10 月 27 日から 39 年 3 月 2 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社（現在は、B社）に勤務していた期間のうち申立期間①及び③、C社に勤務していた期間のうち申立期間②について加入記録が無い旨の回答を得た。勤務していたのは確かなので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、A社の従業員の供述から、入社日は特定できないが、申立人は、申立期間①当時、同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社の厚生年金保険被保険者名簿から、申立人と同じく昭和 30 年 5 月 1 日に同社において被保険者資格を取得している複数の従業員のうち、連絡がとれた 3 人の従業員に入社日を聴取したところ、いずれの従業員も同年 3 月又は同年 4 月に同社に入社したと回答していることから、同社では、採用日の異なる従業員を後日まとめて厚生年金保険に加入させる取扱いをしていたものと考えられる。

また、申立期間①当時のA社の社会保険事務担当者は、申立人のことを記憶しておらず、当時の同社における厚生年金保険加入の取扱いについても記憶していない。

さらに、B社は、当時の従業員や厚生年金保険に関する資料を保有していないことから、申立人の当該期間に係る勤務の実態や厚生年金保険料の控除については分からないと回答している。

申立期間②については、C社の社会保険担当者及び当時の従業員の供述から、入社日は特定できないが、申立人は、申立期間②当時、同社に勤務していたことが推認できる。

しかし、オンライン記録によると、C社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和35年2月1日であり、申立期間②は適用事業所となっていない。

また、当時のC社の社会保険事務担当者は、「同社が厚生年金保険の適用事業所となる前に従業員の給与から厚生年金保険料を控除するようなことはなかった。」と供述している。

さらに、C社は、同社が保管していた厚生年金保険被保険者名簿から、申立人を含む35人の従業員が昭和35年2月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得しており、同日より前に従業員を厚生年金保険に加入させ、厚生年金保険料を給与から控除していた形跡は見当たらないと回答している。

申立期間③については、雇用保険の加入記録により、申立人は、昭和38年11月26日から同社に勤務していたことが確認できる。

しかし、A社の厚生年金保険被保険者名簿から、複数の従業員に照会したところ、二人の従業員が、「同社には3か月から5か月程度の試用期間があり、雇用保険は入社と同時に加入していたが、厚生年金保険は遅れて加入していたと思う。」と供述している。

また、申立期間③当時のA社の社会保険事務担当者は、既に死亡しているため、同社における厚生年金保険加入の取扱いについて聴取することができない。

さらに、B社は、当時の従業員や厚生年金保険に関する資料を保有していないことから、申立人の当該期間に係る勤務の実態や厚生年金保険の加入状況については分からないと回答している。

このほか、申立人の申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 10 月 1 日から平成 8 年 4 月 1 日まで
社会保険庁(当時)の記録では、A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、給与から実際に控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが判明した。同社では、代表取締役として勤務しており、平成 8 年ごろから経営が悪化し、社会保険料の未払が発生した。しかし、その保険料は控除されていたので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、商業登記簿謄本から、A社の代表取締役であったことが確認できる。

一方、申立人は、申立期間の標準報酬月額が、給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額より低額であると主張しているが、厚生年金保険に係る標準報酬月額の上限額は、昭和 59 年 10 月から 60 年 9 月までの期間は 41 万円、同年 10 月から平成元年 11 月までの期間は 47 万円となっており、オンライン記録によれば、申立人の当該期間における標準報酬月額は当時の最高等級であったことが確認できる。

また、申立人の標準報酬月額について、昭和 59 年 10 月から平成元年 11 月までの期間については、減額訂正の事実は確認できないが、A社が適用事業所でなくなった日(平成 8 年 4 月 1 日)の後の 9 年 6 月 5 日付けで、申立期間のうち元年 12 月から 5 年 7 月までの期間は 53 万円から 47 万円に、同年 8 月から 8 年 3 月までの期間は 36 万円から 34 万円に減額訂正されていることがオンライン記録により確認することができる。

しかしながら、申立人は、A社が平成 8 年ごろから経営不振に陥り、保険料

に滞納が生じ、社会保険関係の事務手続を任せていた総務担当の社員を介し、社会保険事務所（当時）の職員から滞納保険料を解消するために、社会保険から脱退するよう提案を受け、その提案に従ったと供述している。

以上のことから、A社の代表取締役であった申立人は、自らの標準報酬月額
の減額処理に同意していたものとするのが自然である。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A社の代表取締役として自
らの標準報酬月額の減額処理に同意しながら、当該処理が有効なものではない
と主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険
の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 5 月から 41 年 4 月まで
② 昭和 43 年 8 月から 47 年 6 月まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入状況を照会したところA社に勤務していた申立期間①及びB社に勤務していた申立期間②の厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答をもらった。いずれの会社にも勤務していたので、申立期間①及び②を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人は昭和 39 年 5 月から 41 年 4 月までA社に勤務していたと申し立てているが、オンライン記録を調べたところ、同社は申立期間①において厚生年金保険の適用事業所とはなっていないことが確認できる。

また、A社は、雇用保険の記録においても適用事業所としての記録が無いことが確認でき、同社の所在地を管轄する法務局においても商業登記の記録は無い。

さらに、申立人は、A社での上司、同僚等の氏名を覚えていないため、これらの者から、申立人の同社における勤務の状況や厚生年金保険料の控除等について、確認することができない。

このほか、申立人の申立期間①における給与からの厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は無い。

2 申立期間②については、申立人は、申立期間にB社に勤務し厚生年金保険に加入したと申し立てているが、オンライン記録を調べたところ、B社は申立期間②において、厚生年金保険の適用事業所とはなっていないことが確認できる。

また、B社は、雇用保険の記録においても適用事業所としての記録が無いことが確認でき、商業登記簿謄本で確認できた類似商号のC社も、その設立は昭和47年4月7日であり、申立期間②は厚生年金保険の適用事業所に該当していないことが確認できる。

さらに、申立人は、B社での上司、同僚等の氏名を覚えていないため、これらの者から、申立人の同社における勤務の状況や厚生年金保険料の控除等について、確認することができない。

このほか、申立人の申立期間②における給与からの厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

- 3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 5 月 16 日から 54 年 3 月ごろまで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、高校卒業後に勤務したA社（現在は、B社）に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には、昭和 54 年 3 月ごろまで勤務しており、同僚の厚生年金保険の記録は残っているので、申立期間も厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の上司及び同僚の供述により、申立人が申立期間において同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、雇用保険の加入記録では、申立人のA社における離職日は昭和 52 年 5 月 15 日であることが確認でき、厚生年金保険の加入記録と一致している。

また、B社では、同社が保管していた申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書控において、申立人の厚生年金保険被保険者の資格喪失日が昭和 52 年 5 月 16 日となっていることから、申立人は、申立期間当時は厚生年金保険の被保険者となっておらず、厚生年金保険料の控除もされていなかったはずであると回答している。

さらに、申立人の兄の被保険者原票により、申立人に対し、A社の寮を住所とした健康保険遠隔地被保険者証が昭和 52 年 4 月 30 日に交付され、また同証の返納日が 54 年 4 月 11 日とされていることが認められることから、申立人は同日まで兄の被扶養者になっていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立

人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

東京厚生年金 事案 6504

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年10月11日から63年3月9日まで
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社に勤務していたことは確かなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録により、申立人が、申立期間にA社に勤務していたことが確認できる。

しかし、オンライン記録によると、A社は、昭和53年11月3日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立期間当時は適用事業所ではないことが確認できる。

また、A社は、平成14年12月*日に解散しており、申立人の厚生年金保険への加入に関する資料は入手できず、当時の代表者は連絡先が不明である上、申立人は、同社での上司や同僚の氏名を記憶していないため、申立人の同社における厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

さらに、オンライン記録において、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日と同日である昭和53年11月3日に同社における厚生年金保険の資格を喪失している従業員のうち、連絡先が判明した従業員7人に照会したところ、4人から回答があり、そのうち3人が「厚生年金保険の被保険者資格を喪失した日以降においては、厚生年金保険料は給与から控除されていなかった。」と回答している。そして、オンライン記録により、上記7人のうち2人は、同日から国民年金に加入し、その保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立

人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 1 月 23 日から 42 月 5 月 6 日まで
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務していた申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いとの回答をもらった。勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の当時の代表者の回答書により、勤務期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことは認められる。

しかし、社会保険事務所の記録では、A社は厚生年金保険の適用事業所にはなっておらず、当時の代表者は、「A社は、社会保険事務所に厚生年金保険の適用事業所としての届出を行っておらず、従業員の給与から厚生年金保険料を控除したこともない。」と回答している。そして、オンライン記録により、当時の代表者、その妻及び従業員3人は、申立期間当時に国民年金に加入し、その保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 3 月ごろから 39 年 12 月ごろまで
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社に勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA社に勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てているが、社会保険事務所の記録によると、同社は、申立期間において厚生年金保険の適用事業所とはなっておらず、また、同社の所在地を管轄する法務局において商業登記の記録も確認できない。

また、申立人は、当時のA社における上司や同僚等の氏名を記憶しておらず、これらの者から、申立人の同社における勤務の状況や厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

東京厚生年金 事案 6507

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年5月1日から25年11月30日まで
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務した期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社に勤務していたのは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA社に勤務し、厚生年金保険に加入していたと主張している。

しかしながら、社会保険事務所の記録によると、A社は、申立期間において、厚生年金保険の適用事業所とはなっておらず、また、同社の所在地を管轄する法務局に商業登記の記録も無い。

また、申立人は、A社の代表者及び同僚等の氏名を記憶しておらず、これらの者から、同社における申立人の勤務の状況や厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 7 月 26 日から 39 年 1 月 6 日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には申立期間も継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に申立期間についても継続して勤務していたと申し立てている。

しかし、オンライン記録では、申立人は、A社において、昭和 38 年 4 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、同年 7 月 26 日に同資格を喪失後、39 年 1 月 6 日に同社において再度、同資格を取得しており、38 年 7 月 26 日から 39 年 1 月 6 日までの申立期間の被保険者記録が無い。

また、A社は、昭和 40 年 3 月*日に解散しており、申立人の厚生年金保険への加入に関する資料は入手できず、当時の代表者は既に死亡していることなどから、申立人の勤務の状況や厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、申立人が氏名を挙げた同僚 1 人に照会したところ、回答が得られないことから、A社に係る被保険者名簿から、申立期間当時に同社に在籍し、厚生年金保険に加入していることが確認できる従業員 7 人のうち、連絡先が判明した 2 人に照会したものの、回答があった 1 人は、申立人のことを記憶していないとしている。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和20年8月31日から24年3月1日まで
② 昭和24年8月30日から29年5月まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した申立期間①及びB社に勤務した申立期間②について、加入記録が無い旨の回答をもらった。いずれも勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間①にA社に勤務していたと申し立てているが、社会保険事務所の記録では、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、申立人が被保険者資格を取得した昭和24年3月1日であり、申立期間①において、同社は適用事業所にはなっていないことが確認できる。

また、A社は、昭和25年8月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、従業員に係る資料は入手できず、当時の代表者は既に死亡していることから、申立人の申立期間①における勤務の状況や厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、申立人が氏名を記憶している同僚一人は既に死亡していることから、A社に係る厚生年金保険被保険者名簿により、同社が適用事業所になった日(昭和24年3月1日)に被保険者資格を取得している従業員のうち連絡先が判明した一人に照会したものの、回答が得られず、同社における申立期間①当時の厚生年金保険の取扱いについて確認することができなかった。

このほか、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申

立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 2 申立期間②については、従業員の供述により、勤務期間は明らかではないが、申立人がB社に勤務していたことがうかがわれる。

しかし、B社は、昭和36年6月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、従業員に係る資料は入手できず、当時の代表者は既に死亡していることから、申立人の申立期間②における勤務の状況や厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立人が氏名を記憶している複数の同僚は既に死亡していることから、B社に係る厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間②当時に厚生年金保険に加入していることが確認できる従業員45人のうち連絡先が判明した3人に照会したところ、2人から回答があり、1人は、申立人が勤務していた記憶があるとしているものの、その期間は明らかではないとしており、他の1人は申立人のことを記憶しておらず、申立人の申立期間②における勤務の状況や厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、健康保険及び厚生年金保険の整理番号に欠番は無く、記録訂正等の形跡も無いことから、社会保険事務所の事務処理に不自然さはみられない。

加えて、申立人は、「申立期間②当時にA社からB社に移った従業員は、自分のほかに15人程度いた。」旨供述しているが、社会保険事務所の記録により、A社で厚生年金保険被保険者資格を取得した従業員のうち、B社で厚生年金保険に加入している者は1人のみであり、同社に移ったすべての従業員が厚生年金保険に加入していたわけではないことがうかがわれる。

このほか、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和58年4月1日から62年2月1日まで
② 平成7年9月1日から12年9月30日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社(昭和59年8月13日、B社に組織変更)に勤務した申立期間①及びB社に勤務した申立期間②について、加入記録が無い旨の回答をもらった。いずれも代表取締役として勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間①の昭和58年4月1日から59年8月12日までの期間についてA社に、また、同年8月13日から62年2月1日までの期間についてB社に、それぞれ勤務していたと申し立てている。

しかし、オンライン記録によると、A社は、昭和56年4月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間①当時は適用事業所ではないことが確認できる。

また、オンライン記録により、B社が厚生年金保険の新規適用事業所となったのは、申立人が厚生年金保険の被保険者資格を取得した昭和62年2月1日であり、申立期間①は適用事業所にはなっていない。そして、同社の従業員一人からは厚生年金保険料の控除についての回答が得られない上、同人は、オンライン記録により、同社が適用事業所となる直前の62年1月まで国民年金に加入し、その保険料を納付していることが確認できる。

2 申立人は、申立期間②についても、B社に勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、オンライン記録によると、B社は、平成7年9月1日に厚生年金

保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間②当時は適用事業所ではないことが確認できる。

また、オンライン記録により、申立人の政府管掌健康保険の被保険者証が、平成7年9月12日に社会保険事務所に返還されていたことが確認できる。

さらに、B社が、厚生年金保険の適用事業所でなくなるまで同社において厚生年金保険に加入していたのは申立人と従業員一人のみであり、同人から厚生年金保険料の控除についての回答は得られない。また、オンライン記録から、同人は、平成7年9月から国民年金に加入し、保険料を納付していたことが確認できる。

- 3 さらに、A社は既に解散し、また、B社は厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、両社の代表取締役であった申立人は、申立期間①及び②当時の勤務の状況や厚生年金保険料の控除に係る資料は保存していない上、当時の厚生年金保険の事務担当者の氏名を記憶しておらず、当該状況等を確認することができない。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 4 月 1 日から 34 年 2 月 28 日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A事業所に勤務していた申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらったが、同事業所に勤務していたことは確かなので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所は、社会保険事務所において、厚生年金保険の適用事業所となった記録が無い上、同事業所の所在地を管轄する法務局の商業登記簿謄本にも記録が無いことが確認できる。

また、申立人の元同僚は、申立人が同事業所に勤務していたことを記憶していたが、勤務期間までは記憶していないため、元同僚から申立人の勤務実態を確認できない。

さらに、申立人が記憶していたA事業所の当時の座長は、既に死亡しているため、申立人の勤務実態や厚生年金保険料の控除について確認することができない上、特定できた上記元同僚も、「A事業所は、社会保険が無かった。」と供述しているため、元同僚等から、事業主による保険料控除について確認できない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除について、確認できる関連資料及び周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 11 月から 9 年 2 月まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、代表取締役としてA社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、給与から実際に控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが判明したので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人の標準報酬月額は、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった平成9年3月31日以降の同年4月16日付けで、8年11月から9年2月まで59万円が9万8,000円に^{そきゅう}遡及して訂正されたことが確認できる。

一方、A社の商業登記簿により、申立人は申立期間当時、同社の代表取締役であったことが確認できる上、申立人は、「自分で社印を管理していた。」と供述している。

また、申立人は、「多額の借入金があったため、平成9年3月末日には銀行口座の引落しができなくなった。」と供述しており、A社の銀行口座の預金明細票により、9年2月の社会保険料の引落しが無いことが確認できる。

以上のことから、A社では、納付できなかった平成9年2月の社会保険料の処理のため、申立人の標準報酬月額^{そきゅう}の遡及訂正を行ったものと推認でき、代表取締役であった申立人が関与せずに社会保険事務所において当該標準報酬月額の減額訂正が行われたとは考えられない。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A社の代表取締役として当該標準報酬月額の減額訂正処理に関与しながら、当該処理が有効なものでないと主張することは信義則上許されず、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額に

係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 2 年 1 月 1 日から 3 年 8 月 31 日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に経理担当の取締役として勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが判明したので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の標準報酬月額は、平成 3 年 2 月 28 日付けで元年 10 月及び 2 年 10 月の定時決定が取り消され、2 年 1 月から同年 9 月まで 44 万円、同年 10 月から 3 年 1 月まで 47 万円がいずれも 8 万円に遡^{そきゅう}及して訂正され、以後申立人が A 社で被保険者資格を喪失する 3 年 8 月 31 日まで、8 万円の標準報酬月額が継続していることが確認できる。

また、A 社の代表取締役は、「同社は申立期間当時、経営状態が極度に悪く保険料の納付が大幅に遅延し、社会保険事務所に度々呼び出されたが、滞納保険料が多額で納められないので、自分と妻の標準報酬月額を大幅に減額することで滞納保険料を処理するよう担当官に強く指示された。」と供述しており、申立人も「平成元年に、社会保険事務所の職員が未納保険料を整理する目的で同社に来て、代表取締役である夫に対して何かと指示していた。」と供述していることから、同社では、申立期間当時、滞納していた保険料の処理のため、申立人の標準報酬月額の減額訂正を行ったものと考えられる。

さらに、A 社の商業登記簿により、申立人は、申立期間当時、同社の取締役であったことが確認できる上、同社の複数の元従業員は、「申立人は、経理や社会保険等について権限はあった。」、「申立人は経営に携わる立場にあつたので、標準報酬月額^{そきゅう}の遡^{そきゅう}及訂正について、代表取締役である夫とよく話し合った

上で結論を出したと思う。」と回答していることから、同社の経理担当の取締役であった申立人が関与せずに、社会保険事務所において標準報酬月額の訂正処理がなされたことは考えられない。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A社の取締役として自らの標準報酬月額の減額訂正処理に関与しながら、当該減額訂正処理が有効なものでないと主張することは信義則上許されず、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年から31年まで
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には、昭和27年から勤務していたので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、申立期間当時の事業主に照会しても回答が無いため、同社及び事業主から申立人の勤務実態及び保険料控除について確認できない。

また、申立人は、A社の元同僚を一人も記憶していないため、A社に係る厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間当時、厚生年金保険に加入していたことが確認できる元従業員3名に照会したが、いずれも「申立人を知らない。」と回答しているため、元同僚及び元従業員から申立人の勤務実態を確認できない。

さらに、申立人は、「事業主は、社会保険の加入手続を行っていなかったと思われる。会社から健康保険証を受取った記憶もない。」と供述しており、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による控除について、確認できる関連資料及び周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年4月から31年2月1日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には昭和29年4月から勤務したので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時、A社で給与計算・社会保険事務を行っていた元取締役は、「申立人を記憶しているが、勤務期間についてはわからない。」と供述しており、また、同社に係る厚生年金保険被保険者名簿により、同社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和31年2月1日に被保険者資格を取得したことが確認できる従業員5名に照会したところ、2名から回答があったが、いずれも申立人を「知らない」と回答しているため、これらの者から申立人の勤務実態について確認できない。

また、A社に係る厚生年金保険被保険者名簿により、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和31年2月1日であり、申立期間は適用事業所となっていないことが確認できる上、上記元取締役は、「厚生年金保険の適用事業所となる前は、給与から厚生年金保険料を控除したことはない。」と回答している。

このほか、申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除について、申立人には明確な記憶が無く、これを確認できる関連資料や周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年ごろから29年ごろまで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況を確認したところ、A社で勤務した申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には、昭和27年ごろから29年ごろまで勤務していたので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の元同僚の「A社の洋菓子部門で2年間、申立人と一緒に仕事をした。」との供述により、期間は特定できないものの申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社は、「保存期間経過により書類を廃棄しているため申立人の在籍を確認できない。」と回答しており、申立期間当時の事業主も既に死亡しているため、同社及び当時の事業主から申立人の勤務実態及び保険料控除について確認できない。

また、A社に係る厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間当時、厚生年金保険に加入していたことが確認できる従業員のうち住所を把握できた従業員に照会したところ、複数の者から、「入社から6か月から13か月後に厚生年金に加入した。」、「入社から2年たたないと厚生年金に加入できなかった。」との回答があったことから、同社では申立期間当時、入社と同時に従業員を厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったと考えられる。

このほか、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による控除について、申立人は覚えていないと回答しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立

人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 12 年 3 月 1 日から 14 年 3 月 26 日まで
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、代表取締役としてA社に勤務した期間のうち申立期間の標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが判明した。

申立期間当時、社会保険料を滞納していたため、社会保険事務所の指示により標準報酬月額の引き下げに同意させられたが、社会保険事務所による改ざんであるので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人の標準報酬月額は、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった平成 14 年 3 月 26 日付けで、12 年 3 月から 14 年 2 月まで 59 万円が 9 万 8,000 円に^{そきゅう}遡及して訂正されたことが確認できる。

一方、申立人は、A社の商業登記簿により、申立期間当時、同社の代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、申立期間当時、A社において厚生年金保険料を滞納していたことを認めており、年金記録確認の申立書に「社会保険事務所の担当者から、『2年前にさかのぼって修正が可能なので、事業主の標準報酬月額を低い額に訂正し納付にあてて下さい。』と言われ、同意した。」と記述していることから、申立人は、滞納していた社会保険料の処理のため、当該標準報酬月額の減額訂正に同意していたものと考えられる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A社の代表取締役として自らの標準報酬月額の減額訂正処理に同意しながら、当該処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金

保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 5 年 7 月 1 日から 11 年 7 月 31 日まで
社会保険庁（当時）の戸別訪問（2 万件調査）により、代表取締役として A 社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが分かったので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人の標準報酬月額は、A 社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった平成 11 年 7 月 31 日以降の同年 8 月 17 日付けで、5 年 7 月から 6 年 5 月まで 53 万円、同年 6 月から 7 年 5 月まで 50 万円、同年 6 月から 11 年 6 月まで 20 万円と記録されていたものが、5 年 7 月から 6 年 10 月まで 8 万円、同年 11 月から 11 年 6 月まで 9 万 2,000 円に遡^{そきゅう}及して訂正されていることが確認できる。

一方、A 社の商業登記簿により、申立人は、標準報酬月額の減額訂正が行われた当時、同社の代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、「申立期間当時、A 社は、厚生年金保険料の支払に充てた約束手形が不渡りになった。」と回答していることから、同社では、滞納保険料の処理のため、当該標準報酬月額の遡^{そきゅう}及訂正を行ったものと考えられる。

さらに、申立人は、「同社の代表者印は自分が管理していた。」と回答していることから、A 社の代表取締役であった申立人が関与せずに、社会保険事務所（当時）において、標準報酬月額の訂正処理がなされたとは考えられない。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A 社の代表取締役として自らの標準報酬月額の減額訂正処理に関与しながら、当該処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金

保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年9月1日から33年2月1日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。昭和28年9月1日にA社に入社し、その後関連会社のB社に異動したが、継続して勤務していたので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の元同僚の「申立人の入社日は昭和28年9月1日で間違いない。」との供述により、申立人が同年9月1日から同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社に係る厚生年金保険被保険者名簿により、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和33年1月28日、B社に係る厚生年金保険被保険者名簿により、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは申立人が厚生年金保険に加入したのと同日の同年2月1日であり、A社については申立期間のほとんどの期間、B社については申立期間のすべての期間において厚生年金保険の適用事業所となっていないことが確認できる。

また、A社の当時の給与計算と社会保険事務の担当者は、「A社とB社は同じ系列なので、2社の給与計算、社会保険事務を実施していたが、厚生年金保険の適用事業所となる前は、給与から厚生年金保険料を控除していなかった。」と回答している。

このほか、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による控除について、確認できる関連資料及び周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年4月から32年1月1日まで
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、B社に勤務していた期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。同社には、昭和24年4月から継続して勤務していたので、申立期間を被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時、B社に勤務していた複数の元従業員の供述により、申立人が申立期間当時、同社に勤務していたことが推認できる。

しかし、B社に係る厚生年金保険被保険者名簿によると、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、申立人が被保険者資格を取得した昭和32年1月1日であり、申立期間は厚生年金保険の適用事業所となっていないことが確認できる。

また、上記厚生年金保険被保険者名簿により、昭和32年1月1日に被保険者資格を取得したことが確認できる2名の従業員は、「同年1月に厚生年金保険に加入し、それ以降、保険料が控除された。」と供述していることから、申立期間には厚生年金保険料の控除がなかったと考えられる。

このほか、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による控除について、確認できる関連資料及び周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 13 年 4 月 1 日から 17 年 3 月 26 日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務した期間のうち、平成 13 年 4 月 1 日から 17 年 3 月 26 日までの標準報酬月額が実際に支給された給与よりも大幅に低い。申立期間における標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録では、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、平成 13 年 4 月から 14 年 6 月までは 62 万円、同年 7 月から 17 年 2 月までは 53 万円と記録されていたところ、申立人がA社における厚生年金保険の被保険者資格を喪失した 17 年 3 月 26 日より後の同年 6 月 6 日付けで、申立人を含む役員 4 人の標準報酬月額の記録がさかのぼって減額訂正されており、申立人の場合、申立期間に係る標準報酬月額は、30 万円に減額訂正されていることが確認できる。

このことについて、A社の代表者は、「経営の悪化で、役員の給料を支払えない月があったが、役員同意の上で未払の給料を放棄してもらった。標準報酬月額の訂正については、未払報酬の放棄額に基づいて、社会保険労務士が作成の上、社会保険事務所に届出をした。未払報酬の放棄と減額訂正はセットで同意していただいたと考えている。」と供述している。

また、A社の顧問社会保険労務士は、「同社の代表者の指示により、役員 4 人の標準報酬月額を引き下げる届出書を作成して、社会保険事務所に届出をした。届出書は、同社の役員が未払報酬の放棄に同意した旨が記載された議事録に基づいて作成した。」と供述している。

さらに、A社の管轄社会保険事務所には、同社から提出された上記減額訂正に係る届出書及びその届出内容を確認するための臨時取締役会議事録の写しが保管されており、当該議事録の写しにより、申立人が未払報酬の放棄に同意したことが確認できる。

これらのことから判断すると、申立人の申立期間に係る実態としての報酬額は上記放棄後の金額であったと考えるのが妥当であり、社会保険事務所において不合理な処理が行われたと認めることはできない。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

そして、申立人から提出された平成16年8月分及び同年12月から17年3月までの分の給料明細書では、53万円の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていることが確認できるが、申立人の申立期間に係る実態としての報酬額は、上述のとおり未払報酬が放棄された後の金額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る報酬月額は上記減額訂正後の標準報酬月額（30万円）に相当する金額であると認められ、申立期間の標準報酬月額については、特例法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。

これらを総合的に判断すると、申立人が申立期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年12月1日から13年7月21日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際の給与より低い額で記録されていることが分かったので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録から、申立人は、平成2年12月31日から取締役としてA社に勤務していたところ、12年12月7日に、申立期間の標準報酬月額が62万円から9万8,000円に引き下げられており、自分が受けていた賃金額(63万円)より著しく低額であると申し立てている。

しかし、オンライン記録から、申立期間当時の代表取締役及び申立人以外の取締役2名の標準報酬月額も申立人と同様に平成12年12月7日に引き下げられていることが確認できる。このことについて、申立期間当時の同僚である取締役は、「当時会社は倒産寸前のころで、取締役が集まって事業主から取締役の標準報酬月額を減額する旨の話を聞いており、標準報酬月額の減額処理は、取締役皆の合意の上だった。」と供述している。また、申立人は、申立期間当時、A社の代表者から、標準報酬月額を低くすることによって保険料を安くすることができることと社会保険事務所から指導を受けたとの話があったことを記憶しており、「今思えば、標準報酬月額を引き下げの手続をしたということだったのだろう。」と供述している。

また、申立人から提出された、申立期間に係る預金通帳の写しによると、給与の振込額は一貫してオンライン記録の標準報酬月額よりも高額であることが確認できる。しかしながら、申立期間における申立人の給与支給額をその主

張する63万円とした場合、申立人の給与の手取額は、標準報酬月額が62万円では約51万円、標準報酬月額が9万2,000円では約57万円となると思われるところ、実際の振込額が標準報酬月額9万2,000円での保険料控除と仮定した手取額に近いことから、申立期間当時、減額処理された9万2,000円の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料が控除されていたと考えるのが妥当である。

このほか、申立期間において、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年11月9日から同年12月9日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社(現在は、B社)に勤務した申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。同社と交わした契約通知書から勤務していたことは確かなので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保管していた契約通知書により、申立人が申立期間にA社に勤務していたことが確認できる。

しかし、B社では、同社が作成、保管していた申立人に係る被保険者台帳において、申立人の資格取得日は平成4年12月9日と記録されていることから、申立人は、申立期間当時は厚生年金保険の被保険者となっておらず、社会保険に加入していない試用期間であった可能性が高いと回答している。

また、申立人のA社における雇用保険及び健康保険組合の加入記録は、厚生年金保険の加入記録と一致していることが確認できる。

さらに、被保険者縦覧照会回答票により、申立人と同日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、連絡の取れた従業員4名のうち3名は、自身の入社時期は平成4年11月ごろであったとし、1名は、社会保険事務担当者に「厚生年金保険には、入社後数か月しないと加入できないと言われた。」と供述している。

このほか、申立人が申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されたことを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年4月1日から28年11月1日まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には、昭和26年4月1日から勤務していたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社における申立人の同僚の供述から、申立人は、申立期間当時、同社において勤務していたことは推認できる。

しかし、オンラインの記録では、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和28年11月1日であり、申立期間は適用事業所となっていない。

また、A社が厚生年金保険の適用事業所となる前から、同社で勤務していたと供述する者は、同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において厚生年金保険の被保険者資格を取得したのが、申立人が同社において被保険者となった昭和28年11月1日と同日であり、同人は同月以前の厚生年金保険料は控除されていなかったと供述している。

さらに、A社の組合の執行部の仕事をしていた同僚は、同社と交渉し昭和28年11月1日から厚生年金保険に加入させたことを覚えており、同月以前の厚生年金保険料は控除されていなかったと供述している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年3月16日から同年7月11日まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務していた申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社に勤務していたことは確かなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA社で教習指導員の見習いとして勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、A社によれば、申立人が同社に勤務していた事実を確認できる資料を保有していないことなどから、申立人が同社に勤務していたことを確認することはできないと回答している。

また、A社に係る被保険者名簿で申立期間当時に厚生年金保険の被保険者資格を取得した複数の従業員に照会したところ、連絡の取れた2名は申立人の記憶は無いと供述している。

一方、雇用保険の加入記録から、申立人が申立期間当時、B社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、B社から提出された申立人に係る労働契約書によれば、申立人は当初臨時職員として同社に採用されていたことが確認でき、このことについて、同社の総務担当者は、申立期間当時、正社員のみ厚生年金保険に加入させていたと供述している。

また、申立期間当時に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、申立人を記憶している従業員1名は、B社は、教習指導員の資格を取るまでの間は見習い期間であり、厚生年金保険に加入させていなかったと供述している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 18 年 7 月ごろから 20 年 8 月 15 日

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社B支部に勤務していた申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社において、臨時救護看護婦の課程を修了し、C学校にて従軍看護婦として勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 18 年 7 月ごろから 20 年 8 月 15 日までA社B支部に勤務していたと申し立てている。

しかし、女子労働者が厚生年金保険の加入対象となったのは昭和 19 年 6 月以降であり（保険料の徴収は昭和 19 年 10 月から開始）、申立人は、申立期間のうち 18 年 7 月ごろから 19 年 9 月 30 日までの期間は厚生年金保険の被保険者となることはできない。

また、A社の回答では、「当社が保管している救護員戦時名簿から、申立人は、昭和 18 年 4 月 26 日から 20 年 10 月 22 日まで臨時救護看護婦としてC学校付属病院に勤務していたことが確認できることから、申立人は申立期間において当社に勤務していない。また、C学校付属病院に勤務していた期間の給与は、当該病院から支払われており、当社からは給与を支給していない。」としているところ、社会保険事務所の記録から、申立人が勤務していたC学校付属病院は厚生年金保険の適用事業所となっていないことが確認できる。

さらに、申立人はA社において一緒に勤務していた上司や同僚等の姓を挙げているものの、いずれも連絡先が不明であることから供述が得られず、申立人の申立期間当時の勤務の実態や同社における厚生年金保険の加入状況等については確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 19 年 4 月 1 日から 22 年 7 月 1 日まで
社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務していた昭和 19 年 4 月から 22 年 6 月までの期間について、厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答があった。同社には間違いなく勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間についてA社に勤務していたと申し立てている。

しかし、女子労働者が厚生年金保険の加入対象となったのは昭和 19 年 6 月以降であることから（保険料の徴収は昭和 19 年 10 月から開始）、申立人は、申立期間のうち同年 4 月 1 日から同年 9 月 30 日までの期間は厚生年金保険の被保険者となることはできない。

また、A社の代表者の回答では、「当社では申立期間当時の従業員に関する資料等を保管していないこと等から、申立人の勤務状況や厚生年金保険の加入状況等について分からない。」としている。

さらに、申立人がA社において一緒に勤務していたと記憶している2名の同僚等は死亡していることから供述が得られず、申立人の申立期間当時の勤務の実態や同社における厚生年金保険の加入状況等については確認することができない。

加えて、A社に係る厚生年金保険被保険者名簿により申立期間当時厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の従業員に照会したところ、連絡のとれた4名はいずれも申立人のことは記憶に無いと供述している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年11月25日から28年9月5日まで
厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間中、同社に継続して勤務し、厚生年金保険料が給与から控除されていたはずなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の複数の同僚の「入社時期は特定できないが、申立人と一緒に整備工として勤務していた」旨の供述及び複数の同僚から提出された申立人を含め当時の同僚が写っている昭和27年12月開催の忘年会写真から判断すると、期間の特定はできないが、少なくとも同年12月には申立人が同社に勤務していたことは推認される。

しかしながら、A社の当時の代表者及び社会保険担当者は既に死亡し、又は所在不明であるため、同社における申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

そこで、A社の厚生年金保険被保険者名簿から、複数の従業員に照会したが、当時、試用期間があり、入社後すぐには厚生年金保険に加入できなかった旨供述しているなど、申立人が申立期間において厚生年金保険被保険者として保険料控除されていたことを確認することができなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主

により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年 5 月 8 日から 4 年 1 月 30 日まで
厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社に勤務した申立期間の加入期間が無い旨の回答をもらった。申立期間中、同社に勤務し、厚生年金保険料が給与から控除されていたはずなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録は確認できないが、A社の当時の代表者の「申立期間当時、申立人を知人の紹介によりアルバイトで雇用していた」旨の供述から判断すると、申立人は、申立期間において同社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、A社の当時の代表者は、「申立期間において、申立人が既に国民年金及び国民健康保険の被保険者になっているので、厚生年金保険には一切加入したくないと主張したため、厚生年金保険の加入手続を行わなかった」旨供述している。

このことは、申立人のオンライン記録において、申立期間を含む平成 3 年 3 月から 4 年 3 月までの期間に国民年金保険料を納付していることが確認でき、一方、当該保険料が還付された記録は無いことから確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

東京厚生年金 事案 6550 (事案 2711 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 4 月 30 日から 46 年 6 月 1 日まで
前回、A社に勤務した期間のうち、申立期間について、厚生年金保険料が給与から控除されていたはずなので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしいと申し立てたが、認められなかった。

今回、新たに、厚生年金保険料が控除されていたはずの同僚二人を思い出したので、再度申し立てる。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、A社の厚生年金保険被保険者名簿から、同社が申立期間においては、既に適用事業所ではなくなっており、また、申立人の給与から厚生年金保険料を控除されていたという特段の事情が見当たらなかったことなどの理由から、既に当委員会の決定に基づく平成 21 年 7 月 8 日付けの年金記録の訂正は必要ないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は、新たに同僚二人を思い出したとしているが、A社の厚生年金保険被保険者名簿から、当該同僚の申立期間に係る厚生年金保険の加入記録が確認できない上、いずれの同僚も「申立人が昭和 45 年 4 月から 46 年 6 月までの期間に、A社に勤務していたことは覚えているが、申立人及び自らの給与から厚生年金保険料が控除されていたかどうか、記憶が定かではなく、はっきりとしたことは言えない」旨供述している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらのことから、申立人が再申立ての理由としている事情は、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、その他、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、厚生年金保険

被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年12月10日から49年3月31日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には、昭和40年4月から9年間勤務していたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間についてA社に勤務していたと申し立てしているところ、雇用保険の加入記録、事業主及び同僚の供述から、申立人が申立期間についても同社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、A社が保管している健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書の申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日は、昭和42年12月10日と記載されていることが確認できる上、上述の事業主は、「厚生年金保険の被保険者資格の喪失手続を行った後の期間については、給与から厚生年金保険料は控除していない」旨供述している。

また、上述の事業主及びA社の社会保険事務担当者は、「当時、従業員が希望する場合には、厚生年金保険の被保険者資格の喪失手続を行い、健康保険からB国民健康保険組合の被保険者へ切り換えることがあった」旨供述している。

さらに、A社に係る厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失後の昭和42年12月20日に健康保険証を返納した旨の記載が確認できるほか、当該名簿の整理番号に欠番等も見られないことから、社会保険事務所（当時）の事務処理に不自然さは見当たらない。

このほか、申立人について申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年3月5日から45年1月2日まで
平成19年12月に、社会保険事務所（当時）で年金の請求手続をしたとき、脱退手当金の支給記録があることを初めて知った。
しかし、当時は脱退手当金の制度のことを知らなかったし、受給した記憶も、請求書に押印した記憶も無いので、脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について脱退手当金を受給していないと申し立てしているところ、申立人の厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る事業所における厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1か月後の昭和45年2月9日に支給決定されているなど、脱退手当金の支給に係るこれらの事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人は、申立期間に係る事業所を退職してから国民年金の強制加入期間であったにもかかわらず、昭和50年1月まで国民年金に加入していない上、その際の資格取得日が申立期間と重複する38年6月16日からとなっていることを踏まえると、その時点で申立期間を厚生年金保険加入期間と認識していたとは考え難いほか、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 4 月から昭和 35 年 1 月まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社で勤務した期間の加入記録が無かった。申立期間に同社に勤務していたことは確かなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の兄の供述により、期間は特定できないものの、申立人がA社に勤務していたことはうかがえる。

しかし、オンライン記録では、A社は、厚生年金保険の適用事業所になっていないことが確認できる。

また、商業登記簿謄本により、A社は昭和 49 年 10 月*日に解散していることが確認できる上、申立人が記憶している同社の事業主は、平成 14 年に死亡していることから、申立人の勤務状況、厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

さらに、申立人は、他の同僚、上司等については、名字しか記憶が無く、申立人にA社を紹介した申立人の兄も、同社の従業員の氏名等を記憶していないと供述していることから、申立人の勤務状況、厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

このほか、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。